

令和2年第7回

置戸町議会定例会会議録

令和2年9月8日開会

令和2年9月9日閉会

置戸町議会

令和2年第7回置戸町議会定例会（第1号）

令和2年9月8日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第13 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第14 議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第15 同意第17号 置戸町監査委員の選任について
- 日程第16 同意第18号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第19号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 認定第 1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 2号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 3号 令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 4号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 5号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 6号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 報告第 5号 令和元年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第26 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第 48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 議案第 50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 議案第 52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 11 議案第 53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第 54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 55号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 14 議案第 56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 15 同意第 17号 置戸町監査委員の選任について
- 日程第 16 同意第 18号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 17 同意第 19号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 18 認定第 1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 3号 令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 4号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 5号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 6号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 報告第 5号 令和元年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 26 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員(8名)

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 石井伸二 | 議員 | 2番 | 小林満 | 議員 |
| 3番 | 阿部光久 | 議員 | 4番 | 佐藤勇治 | 議員 |
| 5番 | 澁谷恒壹 | 議員 | 6番 | 高谷勲 | 議員 |
| 7番 | 嘉藤均 | 議員 | 8番 | 岩藤孝一 | 議員 |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	遠藤薫	まちづくり推進室長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	福手一久
町民生活課長	渡邊登美子	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	小野寺孝弘	地域福祉センター所長	石森実
総務課総務係長	鈴木良知	総務課財政係長	菅原嘉仁

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	岡部信一
図書館長	須貝智晴(兼)		

〈農業委員会部局〉

事務局長 名和祐一

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	今西美紀子	議事係長	藤吉勇太
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和2年第7回置戸町議会定例会を開会します。

会議を開く前に、皆様に申し上げます。議場が大変暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって1番 石井伸二議員及び2番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第48号から議案第56号。
- ・ 同意第17号から同意第19号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 承認第3号及び承認第4号。
- ・ 報告第5号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第6号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告をいたします。去る、令和2年7月14日招集の令和2年第2回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月14日の1日間と決定いたしました。

初めに、議長の中崎孝俊議員より、議長の辞職願が提出されたことにより議長の指名推薦があり、

隅田一男議員が当選いたしました。また副議長には、議長から中崎孝俊議員が指名推薦され、当選となりました。

次に、本会議に提案された議件は、1件であります。議案第1号 令和2年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出の予算総額30億2,600万円に歳入歳出それぞれ3,159万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億5,759万6,000円とするものです。置戸町関係分は、歳入歳出それぞれ1,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億113万円とするものです。辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

なお、本会議の内容につきましては、お手元に配付の説明資料のとおりでございます。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和2年9月8日、報告者、小林満。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月10日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月10日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○岩藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○深川町長〔登壇〕 行政報告を2点申し上げます。まず、本年の気象状況及び9月1日現在の農作物の生育状況についてご報告いたします。

本年は1月上旬までまとまった降雪が見られず、土壌凍結が平年より進みました。3月後半から高気圧に覆われ温暖傾向となりましたが、4月に入ってから雨や雪の降った日が多く、5月に入っても気圧の谷や低気圧の影響で雨の降った日が多かったのですが、気温は平年より高く推移してまいりました。

その後、6月上旬にかけ、多雨日照不足となりましたが、各作物とも植え付け作業などは概ね順調に進めることができました。

6月中旬以降は、総じて好天に恵まれるなど、全般的に農作物の生育及び農作業は順調に推移してまいりましたが、7月上中旬以降は記録的な猛暑、干ばつが続く傾向が顕著となってまいりました。その後8月にかけても高温少雨の影響が出て、一部の作物ではその影響を受けております。

8月後半からは本格的な収穫時期を迎えておりますが、全体的には例年並みに収穫作業が進んでおります。

9月1日現在の主要農作物の生育状況につきましては、お手元にお配りの資料のとおりではございますが、その概要について申し上げます。

最初に秋まき小麦ですが、4月以降好天に恵まれ、起生期は平年並みでありましたが、初期育成は土壤凍結が深く、地温上昇が緩慢であったため、幼穂形成期、止葉期と4日程度遅れました。しかし、6月以降は曇天傾向にありながら、気温は平年並みであったことから、穂揃期、成熟期では3日から4日遅れましたが、その分、十分な登熟期間を得ることができております。

収穫時は好天に恵まれ、収穫作業も順調に終わり、登熟日数も確保できましたが、反収あたり豊作だった昨年よりは125キロ少ない621キロ、製品歩留は90%見込みとなり、質・量ともに概ね良好でありました。なお、「なまぐさ黒穂病」は、全筆調査の結果確認されておられません。

春まき小麦は、雪解けが平年並みに推移し、播種作業も順調に進んだことと、秋まき小麦同様、十分な登熟期間を確保できましたが、反収あたりでは昨年より128キロ少ない443キロ、製品歩留85%見込みとなっております。昨年は記録的な作柄であったこともあり、春・秋ともに減収となっております。

馬鈴薯は、植付け作業は平年並みに始まりましたが、ゴールデンウィーク中の天候不順により、植付期、萌芽期、着蕾期まではやや遅れ気味の生育でありました。しかしながら、概ね順調に推移しております。7月以降は高温少雨が顕著であったため、茎葉黄変期が平年より1日遅く、茎葉の枯れ上がりが目立つほ場が散見されました。

収穫は平年並みに始まり、品質状況は現在のところ全般的に大玉で個数が少ない傾向にありますが、規格内収量は概ね平年並みの見込みとなっております。なお、ジャガイモシストセンチュウについてはこの後説明させていただきます。

次に、てん菜について申し上げます。

移植栽培につきましては、育苗、移植時期とも天候に恵まれて、平年並みに推移いたしました。褐斑病やヨトウガ食害などの発生も抑えられて、作況圃における根周は現在34.5センチと生育は順調に進んでおります。

直販栽培においては、例年より土壤凍結が進み、やや耕期が遅れたため、播種期、播種後も平年より3日から4日遅れましたが、出芽期は平年並みとなり、根周は31.8センチと、その後の生育は移植てん菜同様、順調に進んでおりますが、干ばつにより一部剥がれが散見されております。

本年の収量は、移植で反収5.7トン、直播で4.7トンを見込んでおります。

高級菜豆は、播種、発芽、開花期ともに平年並みの育成が進みました。8月上旬以降の高温の影響により、一部落花・落葉が見られますが、概ね順調に推移しております。

たまねぎは、播種作業が順調に進み、移植作業も好天に恵まれ、移植後は5月13日と平年並みに進みました。その後の生育は順調に進み、球径も7.9センチと順調に生育し、収量は反収5.8トンを見込んでおります。

牧草の1番草につきましては、萌芽期以降適度な降雨も得られ順調に生育し、収穫も天候に恵まれたことから、7月10日に収穫終となりました。しかしながら、収量は冬枯れなどの茎数不足が大き

く影響し、反当たり1, 841kg、平年比78%でした。品質につきましては良好でありました。2番草は、現在収穫作業中ではありますが、1番草同様、減収傾向にあります。

飼料用トウモロコシにつきましては、播種作業も好天に恵まれ平年より2日早く、出芽も良好に進みました。期間中高温で推移したことから、草丈は平年並みではありますが、生育は概ね順調で、子実の生育につきましては不稔は少なく、有効雌穂数も多目の傾向となっております。

次にジャガイモシストセンチュウの発生確認について申し上げます。

本年7月9日、植物防疫法に基づく、令和2年度種子馬鈴薯ほ場における第2期防疫検査を、横浜植物防疫所札幌支所において実施したところ、土壌検診該当ほ場1戸3ほ場4.77ヘクタール中、1ほ場からジャガイモシストセンチュウが発見されたとの連絡が、7月の17日、ホクレン経由でJAきたみらいに入りました。

発見の報告を受け、7月20日月曜日でございますが、町及び関係機関の協力のもと、「置戸町ジャガイモシストセンチュウ対策本部」を設置し、発生確認ほ場の状況や、緊急的な対応、まん延防止対策等について協議を行い決定しているところでございます。

対策本部開催後には、「第1回置戸町ジャガイモシストセンチュウ対策協議会」、これ実動部隊でございますが開催し、対策本部の決定事項に基づき、具体的な対応策の検討と推進に当たることを確認いたしました。

また、翌日7月21日は発生を受け、横浜植物防疫所札幌支所による第3期の防疫検査が実施され、発生字区内の種子馬鈴薯ほ場7ほ場の土壌検診を行ったところ、1ほ場から新たにジャガイモシストセンチュウが発見されました。

新たな発生確認を受け、24日、「第2回ジャガイモシストセンチュウ対策協議会」を開催し、置戸町内の草地を除く全作物を対象に全筆土壌検診を実施することについて協議し、決定を行っております。また、町内の麦刈り取り用のコンバインなどの移動時の水洗い洗浄の実施についても決定しております。

現在まで確認されている状況について申し上げます。

発生農業者数は1件、所有ほ場の内2ほ場、面積は合わせて2.91ヘクタールの発生となっております。

拡散防止対策といたしましては、JAきたみらいの種子・食用馬鈴薯部会への迅速な対応はもとより、収穫時期を間近に控えていた麦作振興会では、「発生者ほ場の対策専用機での刈り取りと徹底洗浄」「発生字区全ほ場コンバイン及びダンプの水洗い洗浄」など、農業者自らが、いち早く対応を決定し、各作物の生産組織の全てがジャガイモシストセンチュウの拡散を防止する対策を講じているところでございます。

また、対策本部では収穫物を扱う青果業者や集荷業者などにも拡散防止対策の説明や協力を依頼するとともに、全町的に草地以外での畑全筆の土壌検査を実施いたしましたが、先日9月2日時点では、新たなシストセンチュウは検出されておられません。

町内の道内外向け種子馬鈴薯生産者は、この半世紀あまり強い使命感と誇りを持って、栽培生産にあたってまいりました。町内畑作農家にとっても、輪作体系を保持するためには、馬鈴薯は重要な基幹作物であります。ジャガイモシストセンチュウをこれ以上の拡散を防止に向け、現在関係機関が一

丸となって対策に取り組んでいるところではありますが、今後必要な対策予算についてご提案をさせていただくことがありますので、どうぞご理解お願いいたします。

なお、ジャガイモシストセンチュウはジャガイモの成長段階で、微細なセンチュウが地下茎に寄生することにより養分を吸収し、ジャガイモの肥大が抑制され、収量の減収を生じるものであります。毒性があるものではありません。ジャガイモ食用には何ら問題はありませんのでご安心いただきたいと思えます。

以上申し上げまして、農作物の作況報告といたします。

続きまして、2点目は網走開発建設部及びオホーツク総合振興局の本町における直轄事業について、一部未発注、未着工及び未完成の事業も含め、本年度の事業をまとめたものでございますので報告申し上げます。

資料をご参照いただきたいと思います。

初めに網走開発建設部北見道路事務所が所管しているところですが、国道242号線維持補修工事6件、合計1億550万円。北見河川事務所所管の工事は常呂川維持工事3件、合計6,100万円。合わせまして9件、1億6,650万円で、維持補修が進められております。

次に裏面に北海道関係であります。オホーツク総合振興局の網走建設管理部所管事業につきましては、本別留辺蘆線の改良工事1件、流雪溝制御機器更新1件、橋梁補修工事2件、維持補修工事3件、合計4億1,313万1,000円。

河川工事はホロイッチャン川改修工事1件、2,000万円が予定されており、道路、河川合わせまして8件、4億3,313万1,000円で事業が進められております。

次に2枚目、林務課所管事業につきましては、小規模治山工事1件、7万4,800円、草刈り等でございます。

最後に裏面でございますが、中部耕地出張所の事業につきましては、農地整備事業（畑地帯担い手育成型）による面整備・道路改良工事及び用地買収など8件、合計2億4,700万円で事業が進められております。

以上、国及び北海道の直轄事業は全部で26件、前年度比188%、3億9,600万円増の総額8億4,670万5,800円で事業が進められております。

以上、現在まで報告を受けております、本町における国及び道所管の事業概要について報告させていただきます。

2件の行政報告をさせていただきました。以上です。

○岩藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければこれで行政報告を終わります。

◎日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第4 承認第3号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました承認第3号 専決処分の承認については、総務課長より説明いたします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認について。

令和2年度置戸町一般会計補正予算(第4号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和2年7月8日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

次のページをお開きください。

左のページは専決処分書の書面となります。

右のページをご覧ください。

令和2年度置戸町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,987万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第4号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

○岩藤議長 これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第4号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。7款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第5 承認第4号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました承認第4号 専決処分の承認については、総務課長が説明いたします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号 専決処分の承認について。

令和2年度置戸町一般会計補正予算(第5号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和2年7月28日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

左のページは専決処分書の書面となります。

右のページをご覧ください。

令和2年度置戸町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明いたします。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,459万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)により説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)、別添のとおり)

○岩藤議長 これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。10款教育費、2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 歳出、小学校費のところ、教育振興費の中で、電子キーボードが必要台数ということでしたけど、何台ですか。お知らせください。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 電子キーボード3台になっております。

○岩藤議長 7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 3台増やしたことによって、密接でなくて利用できるというか、そういう考えでよろしいですか。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 密接を避けるのがありますし、リコーダーと合唱と一部止めていたっていうか、コロナの関係で飛沫防止のために音楽の授業で取り止めていた部分をピアノの方で代替で教育をしていたということになります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 各コロナ対策ということで、次のページにも関わるんですが、消耗品または備品と非常に需要が高まっている中で、それを納品、今もうできているのか。それから、また予定というのがあったらお知らせを願いたいと思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 このような形で専決を行いまして対応しておりまして、緊急を要するというところで、扇風機と網戸等はすべて納品されております。また、消毒液に関しましても緊急を要するというところで、一部北見の業者からの購入ということで対応しておりますので、順次品物は入ってきているような状況になっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、承認第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 6 議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例から

◎日程第14 議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまで

————— 9件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第6 議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例から日程第14 議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの9件を一括議題とします。本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例につきましては、総務課長より説明いたします。また、議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、まちづくり推進室長より説明いたします。なお、この間の議題につきましては、各それぞれ所管課長よりご説明いたします。

〈議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例。

置戸町事務分掌条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

今回の改正概要についてご説明いたします。

平成30年4月に、機構改革として第6次総合計画の策定、地域振興施策と情報発信の迅速化を目指し、町づくり企画課から、まちづくり推進室として室を設置し、町づくり企画課が所管しております。

した財政部門を総務課に統合いたしました。令和2年4月より第6次総合計画がスタートし、計画策定業務に区切りがついたこと。また、財源に裏付けされた速やかな計画実施が求められることから、総合計画所管課に財政部門を統合するよう、事務分掌を一部変更する条例改正を行うものでございます。また、先日ご指摘のありました公用車等の車両の整備を車両の管理に改める改正も併せて行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第48号説明資料、置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第1条中「まちづくり推進室」を「企画財政課」に名称変更します。

第2条中、企画財政課の事務として、第8号に歳入歳出予算、決算及び財政に関すること。第9号に、町債に関することを追加します。

次のページをご覧ください。

総務課の事務から財政関連事務を削除し、第11号と第12号を2号ずつ繰り上げます。施設整備課の事務第5号を車両の整備に関することから、車両の管理に関することに改めます。

以上が、改正内容となります。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

なお、附則第2項から4項は、置戸町行政改革推進委員会設置条例、置戸町行政評価委員会設置条例、置戸町まちづくり基本条例委員会設置条例中、「まちづくり推進室」を「企画財政課」に改める規定の整備となります。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

〈議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第6号）〉

○岩藤議長 次に、議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第49号について説明いたします。

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,775万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,234万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、後程、別冊、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）で説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

今回の追加は、高度無線環境整備推進事業で、光ファイバー回線を未整備地域に敷設するため、起債借入限度額を1億4,320万円追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

引き続き、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)により説明いたしますので、事項別明細書の最終、18ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査になりますが、区分の欄、中段よりやや下の3、その他、(2)過疎対策事業債、右から3列目、当該年度中増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。

今回の補正により、1億4,320万円を追加し、4億1,090万円に、合計欄、本年度起債見込額は、4億9,050万円となります。一番右側の列、当該年度末現在高見込額、下段、合計は、51億5,872万7,000円となります。

以上で、第2表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正についてご説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)、別添のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。11時05分から再開します。

休憩	10時43分
再開	11時05分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○岩藤議長 議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)。

10ページ、11ページ。

3. 歳出。5款労働費、1項労働諸費。季節労働者冬季雇用対策に要する経費から。産業振興課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)、別添のとおり)

〈議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 次に、議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ

いてご説明いたします。

令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,558万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）により歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願います。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○岩藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時57分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第51号について説明をいたします。

令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,730万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 次に、議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 議案第52号について説明をいたします。

令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,450万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。

下段の歳出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第53号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第53号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正要旨につきましては、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退に伴い、組合同規約別表第1及び別表第2を改正する必要が生じたためでございます。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

なお、別冊で議案第53号説明資料、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

〈議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正要旨につきましては、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合の脱退に伴い、組合同約、別表第1を改正する必要が生じたためでございます。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、別冊、議案第54号説明資料、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

〈議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正要旨につきましては、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退に伴い、組合同約、別表（2）を改正する必要が生じたためでございます。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の

許可の日から施行する。

なお、別冊、議案第55号説明資料、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

〈議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 議案第56号について説明いたします。

議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

本文中「3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の(3)計画の表に別紙の事業を追加する。

今回の過疎計画の変更についてでございますが、本定例会に提出中の補正予算において、財源対策として過疎対策事業債の発行を予定している事業につきまして、過疎地域自立促進市町村計画への追加が必要になったことから、北海道との事前協議を進めておりましたが、その内容につきまして議会の承認を求めます。

追加の内容について説明いたしますので、次のページ、過疎地域自立促進市町村計画(変更)の表をご覧ください。

計画本文の19ページ、17行目になりますが、3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する表で、変更後の欄、(6)電気通信施設等情報化のための施設の事業名に、その他の情報化のための施設。事業内容に、高度無線環境整備推進事業。事業主体に、民間の文言を追加いたします。

続いて、資料の説明をいたしますので、別紙、議案第56号説明資料、過疎地域自立促進市町村計画参考資料(変更)をご覧ください。

この表は、過疎計画の参考資料で、計画本文の事業計画の表に概算事業費と年度区分を加えたものでございます。表の事業名、事業内容、事業主体の各欄でアンダーラインの表示がある事業、先程説明しました事業でございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第48号から議案第56号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第15 同意第17号 置戸町監査委員の選任について

○岩藤議長 日程第15 同意第17号 置戸町監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました同意第17号は、置戸町監査委員の選任についてであります。

本町監査委員、本間靖洋氏は、令和2年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者

を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

後任の方は、常呂郡置戸町字・・・・にお住まいの小鷹浩昭氏でございます。生年月日は、昭和・年・月・日生まれ、現在66歳でございます。

小鷹浩昭氏の略歴について簡単に申し上げます。小鷹浩昭氏は、本町勝山でお生まれになり、その後、勝山小学校、中学校を経て、昭和44年、道立置戸高等学校に入学。その後、47年に卒業され、その後、置戸町役場に47年4月より奉職されております。その後、様々な課、係を担当され、平成16年7月には21世紀まちづくり推進室長、17年には学校教育課長、22年には社会教育課長、23年には施設整備課長を歴任され、26年3月に退職されております。その後、27年4月より、置戸町商工会の事務局長として3年お勤めいただいております。

現在、若木町内で奥様と2人暮らしです。なお、監査委員の任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間でございます。町職員としての行政経験や商工会での民間での感覚等を活かして、監査行政に活かしていただきたい。そして、活かしていただけるものと期待しているところでございます。任命の同意についてよろしくお願ひ申し上げまして提案とさせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略いたします。

これから、同意第17号 置戸町監査委員の選任についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願ひます。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第17号 置戸町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第16 同意第18号 置戸町教育委員会委員の任命について

○岩藤議長 日程第16 同意第18号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました同意第18号は、置戸町教育委員会委員の任命についてであります。

本町教育委員会委員、河野智子氏は、令和2年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

後任の方は同じく、常呂郡置戸町字・・・・にお住まいの河野智子氏でございます。生年月日は、昭和・年・月・日生まれ、現在、満54歳でございます。

河野智子氏の略歴について簡単に申し上げます。河野智子氏は、昭和60年3月、北海道静内高校

を卒業された後、弘前大学に進まれ、平成元年4月より、小樽の民間企業にお勤めの経験がございます。平成3年5月から、本町の地遊人の一人として置戸町に居住され、平成4年12月には、地元、河野由文氏とご結婚され、現在、1男2女の母親でいらっしゃいます。

置戸町における公職は、平成19年4月から平成27年5月まで町立図書館協議会委員を務められたほか、青少年育成推進委員会委員や置戸町まちづくり基本条例策定委員、また、置戸町行政改革推進委員を務められ、平成27年6月から現在まで教育委員を務められております。

引き続き、令和6年9月30日までの任期であります。これからも置戸町の教育行政に貴重なご意見をいただき、引き続きお務めいただきたく、任命の同意についてよろしくお願い申し上げ、提案とさせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略いたします。

これから、同意第18号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第18号 置戸町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第17 同意第19号 置戸町教育委員会委員の任命について

○岩藤議長 日程第17 同意第19号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました同意第19号は、置戸町教育委員会委員の任命についてでございます。

本町教育委員会委員、北村幸代氏は、令和2年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

後任の方は、常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・にお住まいの米本暁永氏でございます。米本氏は、昭和・・年・・月・・日生まれの、現在、満37歳でございます。

米本暁永氏の略歴についてご報告いたします。米本氏は、昭和58年、本町でお生まれになり、日進、現在の西町でお過ごしになられまして、置戸小学校、中学校を経て、北海道立北見柏陽高校に入学されております。平成14年3月に卒業後、高野山専修学院。17年には、淡海書道文化専門学校。19年には、本町の弘法寺に入寺されております。21年3月、日本習字六実書道教室の師範の資格

を取られ、先代の住職がお亡くなりになられた後、28年3月、弘法寺の住職となられております。

教育委員会の任命期間につきましては、本年10月1日から4年間の令和6年9月30日でございます。

本人は、令和元年10月に米本恭子さんと結婚され、現在、祖母お母様と4人暮らしで西町でお暮らしになっております。僧侶の住職といたしまして、檀家をはじめ、様々な皆様との交流、それから略歴でも申し上げましたが、書道の先生として書道教室を開設され、子どもたち、さらには成人の方まで書道を通して幅広く文化活動や教育活動に関わられております。広い識見で教育行政に対しまして、積極的なご意見をいただけるものと期待してございます。任命の同意につきましてよろしくお願い申し上げます、提案とさせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略いたします。

これから、同意第19号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第19号 置戸町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第18 認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出
決算の認定についてから

◎日程第24 認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳
入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第18 認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24 認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定については、総務課長よりご説明申し上げます。以下、認定第7号まで同じく総務課長が説明いたします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 認定第1号から認定第7号についてご説明いたします。

令和元年度の各会計決算につきましては、7月1日会計管理者より提出があり、内容を精査の上、

関係書類を添えて8月3日監査委員の審査に付したところです。8月28日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次に、お配りしました資料ですが、緑色の表紙のものは、令和元年度置戸町一般会計・特別会計決算書です。政令で定める付帯資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を会計毎にまとめ、185ページからは財産に関する調書、197ページからは基金運用調書を添付しております。

このほか、別冊で法に定める資料として、各会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書・監査委員の審査意見書。参考資料として、黄色の表紙の令和元年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料及び事務報告を添付しております。

〈認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○鈴木総務課長 それでは、認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

一般会計・特別会計の決算状況を会計毎の実質収支に関する調書で説明いたしますので、緑色の表紙の令和元年度置戸町一般会計・特別会計決算書、84ページをお開きください。

一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4億6,807万1,000円、歳出総額4億1,076万3,000円、歳入歳出差引額は1億5,730万8,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、1億5,730万8,000円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億2,000万円とし、減債基金に積み立てしました。残り3,730万8,000円は、令和2年度に繰り越しいたしました。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○鈴木総務課長 続きまして、認定第2号についてご説明いたします。決算書、108ページをお開きください。

認定第2号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4億6,706万7,000円、歳出総額4億5,771万8,000円、歳入歳出差引額は934万9,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は934万9,000円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、855万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てし、残り79万9,000円は、令和2年度に繰り越しました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○鈴木総務課長 続きまして、認定第3号について説明いたします。決算書、120ページをお開きください。

認定第3号 令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5,285万1,000円、歳出総額5,281万4,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は3万7,000円となり、全額令和2年度に繰り越しました。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○鈴木総務課長 続きまして、認定第4号について説明いたします。決算書、142ページをお開きください。

認定第4号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億4,183万2,000円、歳出総額3億3,882万5,000円、歳入歳出差引額は300万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、全額、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額として、介護給付費準備基金に積み立てしました。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○鈴木総務課長 続きまして、認定第5号について説明いたします。決算書、156ページをお開きください。

認定第5号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額2,097万1,000円、歳出総額1,905万7,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は191万4,000円となり、全額令和2年度に繰り越しました。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○鈴木総務課長 続きまして、認定第6号について説明いたします。決算書、170ページをお開きください。

認定第6号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億4,507万3,000円、歳出総額3億4,506万1,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1万2,000円となり、全額令和2年度に繰り越しました。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○鈴木総務課長 続きまして、認定第7号について説明いたします。決算書、184ページをお開きください。

認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額2億570万7,000円、歳出総額2億569万3,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1万4,000円となり、全額令和2年度に繰り越しました。

以上で、認定第1号から認定第7号までの説明を終わります。

○岩藤議長 これから、認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 石井伸二議員、2番 小林満議員、3番 阿部光久議員、4番 佐藤勇治議員、5番 澁谷恒壹議員、7番 嘉藤均議員、以上6人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。

本日の会議終了後、議員控室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

◎日程第25 報告第5号 令和元年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について

○岩藤議長 日程第25 報告第5号 令和元年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました報告第5号 令和元年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率については、総務課長より説明いたします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号 令和元年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和元年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の令和元年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明いたします。

1の財政健全化の比率についてですが、令和元年度における健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率についての数値はありません。実質公債費比率は簡易水道再編事業や勝山温泉ゆーゆの大規模改修等の公債費が増大し、7.4%と前年度より0.3ポイントの上昇と

なりましたが、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期健全化基準、25%は大きく下回っております。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足比率の数値はありません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりです。

3の監査委員の令和元年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第26 報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第26 報告第6号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 監査委員が令和2年5月31日、6月30日及び7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり検査報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 13時50分

令和2年第7回置戸町議会定例会（第2号）

令和2年9月9日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第10 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第11 議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第12 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第13 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書
- 日程第14 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書
- 日程第15 意見書案第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
- 日程第16 意見書案第10号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

- 日程第10 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 日程第11 議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
 日程第12 決議案第2号 事務検査に関する決議
 日程第13 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書
 日程第14 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
 対し地方税財源の確保を求める要望意見書
 日程第15 意見書案第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
 日程第16 意見書案第10号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書

○出席議員（8名）

1番	石井伸二議員	2番	小林満議員
3番	阿部光久議員	4番	佐藤勇治議員
5番	澁谷恒壹議員	6番	高谷勲議員
7番	嘉藤均議員	8番	岩藤孝一議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	遠藤薫	まちづくり推進室長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	福手一久
町民生活課長	渡邊登美子	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	小野寺孝弘	地域福祉センター所長	石森実
総務課総務係長	鈴木良知	総務課財政係長	菅原嘉仁

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	岡部信一
図書館長	須貝智晴（兼）		

〈農業委員会部局〉

事務局長	名和祐一
------	------

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長	鈴木伸哉（兼）
------	---------

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 藤 吉 勇 太

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

日程の前に、議場がまた暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 阿部光久議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

9月8日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長には、小林満委員。副委員長には、佐藤勇治委員が互選されました。

その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

・決議案第2号。

・意見書案第7号から意見書案第10号。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして深川町長に質問したいと思います。

児童館の建設についてということでございますけども、深川町長の選挙公約や6月定例会での町政執行方針の中でも、登録児童数が増えている放課後児童クラブは子どもの居場所づくりの拠点となる児童館を建設するよう検討を進めたいとのことでした。また第6次置戸町総合計画の実施計画でも放課後児童クラブ施設整備として令和3年実施設計、令和4年施工とあります。

来年再来年の早い段階の話であり、具体化が必要かと考えておりますが、今後の具体策やスケジュールを町長に伺います。

なお、6月定例議会において佐藤議員からも同様の質問がありましたが、ひとつよろしくお願

たします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまの児童館の建設についてのご質問ですが、児童館の歴史についても最初に述べたいと思います。放課後児童クラブの歴史について最初に述べたいと思います。平成20年度より現在の宮下町内、中央公民館の横にあります旧めぐみ幼稚園跡地を利用して開設している放課後児童クラブですが、昭和43年に町内において零細規模の木工場や造林、農家への出稼ぎ等、当時の言葉で言えば婦人労働の増加に伴い、家に帰っても両親がいない鍵っ子対策ということで留守家庭児童会は管内的にも先駆けて本町では設置をされ、半世紀が経過しております。

開設当時、新設されたちょうど旧図書館心和町内の図書館ですが、そこで34人の利用から始まったと記録されております。その後新光にあった母と子の家、川向住民センター、スポーツセンターへと場所を変えながら、現在の場所での運営となっております。

放課後児童クラブくるみの会の利用状況ですが、今年度当初利用は68名と、置戸小学校の約7割ぐらいの生徒が、児童が登録をしております。1日平均利用者数につきましては落ちますが、25名から30程度は1日平均、このくるみの会に通所していることになっております。また、昨今の新型コロナウイルス感染予防対策により、今は公民館などを利用しながら分散開設をしているところでございます。

本町の児童数は開設当時よりも大幅に減っていても、この留守家庭児童会利用者は減少せず、近年はまた増加傾向にあります。開設から52年が経過したわけですが、国全体といたしましても人口減少や少子高齢化対策、家族形態の変化、母親の社会進出や就労の多様化、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て支援サービスに対するニーズも多様化し、この放課後児童クラブの利用も高まっておりますし、政府も大幅な支援策が講じられているところでございます。

施設面では現施設は平成元年建築の木造施設で、幼稚園児用の施設として当初建設されておりますので、平成20年町への譲渡時に大規模な改修を行っておりますが、その後も老朽化が進んでおります。

第6次置戸町総合計画や第二期置戸町子ども・子育て支援事業計画の中でも改修等についての計画を定め、総合計画上では令和3年度実施設計、令和4年度施工となっております。これは先程議員のご質問のとおりでございます。

今回私の町長選挙に公約として掲げました児童館につきましては、現在の児童センター条例に基づき実施している放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブでは入会対象者が小学生に限られておりますし、その会に入会した者しか利用できない制度となっております。児童館は自由に遊びにくる児童や、またそれ以上の生徒、中学生や高校生も対象となるような施設を考えております。気軽にそのような児童生徒が利用できる施設を新築したいという思いで、私は公約に掲げさせていただいております。

児童館の種別といたしましては、大型児童館、小型児童館、児童センター方式があり、大型児童館につきましては広域的な利活用を対象とするものですから、本町においては小型児童館もしくは児童センターという考え方になると思います。

小型児童館は子ども会や母親クラブなど、地域に根付いた組織活動の育成等も図る総合的な機能を

持ち、児童センターは小型児童館の機能に加え、運動や遊びを通じ、子どもたちの体力増進や年長児童の育成機能を合わせた指導機能なども持ち合わせるもので、その中で現在の放課後児童クラブについても包含するような形での設置を考えております。

現状の計画からは機能を拡大し、再検討する必要性が生じていることから、利用者の状況を把握、または現利用者の保護者や子どもたちにアンケート調査を開始しておりますが、その他の方々のニーズ調査をはじめ、先進地の視察や建設場所の選定、改築・新築計画等の作成に向け、早急に取り組んでまいりたいと思います。

現実的な進め方といたしましては、くるみの会職員や社会教育課担当となる社会教育課及び地域福祉センター、施設整備課等の連携、子ども子育て会議等での協議を進め、令和3年度に基本設計、翌年度に実施設計を行い、令和5年度建設という1年遅れの計画を考えております。また、先程児童館の概要でも申し上げました、広く児童生徒が集う場所、子どもの居場所として、整備にあたってはくるみの会、そしてその保護者の意見だけではなく、子どもたちの意見も大切にして整備を進めたいと思っております。

私も先日札幌の方に出張がありまして、札幌市の概要をちょっと調べてまいりました。札幌市には100戸以上の児童センター、児童館があるようでした。その中でいろいろな運営形態やいろんな人が関わって地域で子どもを育てていくんだということが、これから視点としては大事ですよというお話もいただきました。いろいろな要素を含めましてですね、じっくり検討しながら、将来にわたって子どもたちが、「僕は置戸で育って良かった」と思えるような児童館を建設していきたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長から詳しく答弁がございました。まあ、置戸町においては放課後児童クラブという形の名前で皆さんに、町民の皆さんには親しまれているのかなと思いますけれども、まあ今児童館ですか、そういう名称になりますと対象者等も変わって、中学生や高校生までも範囲を広げるというようなお話もございました。私もそのことについては賛成をしたいというふうに考えておりますが、まあ今後その名称と言いますか、呼び方も今まではあの放課後児童クラブという名前ではありましたが、広く包括するにあたっての児童館ですか、その考え方が今の町長の答弁の中ではわかりましたけれども、今後そういうものについてもですね、今まではくるみの会という形でやっておりましたけれども、もう少しその範囲というか、保護者の方も増えるという意味では、その辺の保護者の会のあり方というのでも少し変わってくるのかなという感じもしますけれども、町長その辺の考えはいかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員もおっしゃるとおりですね、くるみの会に通う子どもたち、それからお母さんたちの意見だけでは、保護者の意見だけではなくて、広く子どもを持つ親そして子どもたち、私はそこにも重点を置きたいと先程申し上げましたが、自由に子どもたちが来る施設でもありますので、子どもたちが通いやすい、そしてある意味、子どもたち僕らの意見が反映して作られたんだっていうような施設になれば、子どもたちはこぞって次の世代に引き継がれていくんだろうなと思っておりますし、広く意見を求めて計画を策定してまいりたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ、そういうことでわかりましたと言いますか、もう一つ聞きたかったことはですね、まああの建てるという前提での今お話でしたけども、今の施設が手狭ということももちろんありますし、また建てる場合に当たっては、その場所ですね、場所の選定についても相当こういろいろ検討がなされる必要があるのかなというふうに思います。まあ町長、もともとその深川町長はハード面というよりもソフト面を大事に充実しといて、それからハード面にかかるというような取り組みをしてくれるのかなというふうに考えておりましたので、その辺まあ置戸の魅力をですね、十分こう町内外に発信をしてですね、子育てしやすい環境、まあたまたま今回児童館ということでもありますけども、子育てしやすい環境、それから定住したいと思えるまちづくりを進めて整備してほしいと思いますし、その一つがこの児童館になるのかなというふうに考えております。

そんな中ですね、この広く皆さんに周知と言いますか、先程も言っていましたけども、令和3年ですね、来年の計画、5年の実施というお話でありましたけども、まあその他にもこう今このあと石井議員からも質問があると思いますけども、いろんな施設の改修やいろんな問題が多くあります。その中でもこの児童館の優先順位と言うか、建設に当たっての町長の意気込みと言うか、思いをちょっともう一度伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 置戸町公共施設が十分整備されてきておりますし、その中でもその施設が老朽化をしてきております。今回のくるみの会につきましてもですね、前の施設を転用しながら使って老朽化を迎えているということで、改修という計画も以前ありましたが、今回認定こども園の方で改修をして増築開始をしてしておりますが、なかなか園の運営の方にも改修・増築では影響をきたしてくるという欠点もございます。この際ですね、あの新築をしながらこの整備を図っていきたいという思いで私はこの計画を考えております。

まあ、他の公共施設についても優先順位、それから現実には財源の問題があります。あの様々な財源を活用しながらですね、有利に整備を進めていきたいですし、ここをケチって、後になってからもうちょい大きくしとけばよかったな、こういうことを充実しとけばよかったなと、すぐ思うようなことがないようにですね、十分検討しながら整備は進めていきたいと思います。

公共施設の整備計画の順位でございますが、それぞれありますが、この児童館につきましては最優先課題というふうに私は思っておりますので、早急に取り組んでまいりたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、早急にというお言葉がありました。まあそれにしてもやはり建設には令和5年ということで、あの時間もいろいろ議論もかかるとは思いますし、ただ、子どもたちや保護者の皆さんもそれを楽しみにしてることも多いとは思いますが。

まあ前町長が、あの井上町長がですね、建物を作るのではなくて、その建物に入る心をつくるような言い方で、この事業今までも進めてきたことがありますので、新町長におかれましてもそういう気持ちを持ってですね、これに臨んでいただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願います。

以上で私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に6番 高谷勲議員。

○6番 高谷勲議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長にジャガイモシストセンチュウ発生に伴う置戸町の対策についてお伺いをしたいというふうに思いますが、前段申し上げておきますけれども、非常に農業者にとっては深刻な問題であります。ましてその発生地域や、あるいはその発生者を特定するような質問ではございませんので、万が一、もしそういうところがあるとすれば後程その部分については削除をお願いしたいなというふうに思いますし、その部分は極力避けてお話をしたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

置戸町のジャガイモシストセンチュウは平成23年7月25日に全町の食用イモの植物検診により川南地区において第1号の発生が確認されましたが、その後においては今日まで発見がありませんでしたが、7月9日に実施をされました横浜植物防疫所札幌支所による第2期の種子馬鈴薯防疫検査において抽出をされた土壌検診において3ほ場のうちの1ほ場からシストが発見されました。

17日にホクレンを通じて置戸に報告をされると聞いておりますが、さらに7月21日には急遽第3期の防疫検査を実施し、さらに1ほ場からのシストを発見いたしました。平成23年に発生を確認したほ場については、当時町としてはほ場の隅に、角に火山灰による堆積場の設置であるとか、あるいは専用の取付道路の設置など対策を行っていただきました。その後もシストの密度を下げるための対策を施しましたが、なかなか成果が見られない状況にあります。その発生農家は離農しており、なおかつ農地は現在まで耕作されていない状況にあります。

近隣の馬鈴薯生産農家へのまん延は現在まで確認されておられません。まあ今回の発生については今後も営農を継続する予定になっており、前回とは状況が違っており、新たなまん延防止対策が必要となっておりますが、置戸町として今後どのような対策が必要か町長にお聞きをいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまご質問のとおり、ジャガイモシストセンチュウの発生につきましては今期定期例会の冒頭の行政報告をさせていただいたところで重複する部分もありますが、今日は一般質問ということで、改めてご報告、内容の方を前段お話しさせていただきたいと思ひます。

本年7月9日、種子馬鈴薯土壌検診、該当のほ場の1戸3ほ場で、先程議員おっしゃられたとおり、横浜植物防疫所の札幌支所において検査が実施され、7月17日、その1ほ場からジャガイモシストセンチュウが確認されたところでございます。

発見を受け、町では20日、月曜日に関係機関と連携し、置戸町ジャガイモシストセンチュウ対策本部を設置し、発生の確認、ほ場の状況や緊急的な対応、まん延防止対策について協議を行い決定したところであります。

その後対策本部の実動部隊であります、第1回ジャガイモシストセンチュウ対策協議会、これはJAきたみらいが中心となっておりますが、そちらを開催し、本部の決定事項に基づき具体策の検討と推進にあたることを確認し、そして農業者、生産者部会の方への対応を図っていただいているところでございます。

また7月21日、先程これも議員がおっしゃられましたが、第1次の発生からさらに検査のほ場が増えまして、発生字区内での種子馬鈴薯の全筆の土壌検診を実施し、22日採取した土壌の中から一つほ場のところのジャガイモシストセンチュウが確認されたところでございます。これに呼応しまし

て、24日、第2回の対策協議会を開催したところでございます。

第2例目となることから、町内の草地を除く全作物の全筆土壌検診を実施し、協議決定をし、そのことを協議し決定しております。また、収穫期を迎えました小麦のコンバインの移動時における水洗い洗浄など、早急に対策をしなければならないことを決定し、その実施を行っております。

そこでまず、北海道ジャガイモシストセンチュウ防疫対策基本方針、JAきたみらいジャガイモシストセンチュウ拡散防止対策実施要領に基づき、7月9日発生確認時点から現在まで具体的な対策を進めていただいておりますし、各農業者の皆さんにもご協力をいただいております。また、農作物を輸送する民間の会社等にもご協力を要請しているところでございます。

発生ほ場につきましては洗浄機を導入し、作業機や車両等の洗浄を徹底しているほか、その出口には集積盤を設置し、収穫物等に付着した土を場外に持ち出さない対策を講じております。また、発生ほ場の周辺対策といたしましては、立ち入り禁止の看板設置や、えさ給餌時には洗浄機により作業機や車両等の洗浄をお願いしているほか、隣接ほ場には土を持ち出さないために、ほ場を分離する等の対策を行っております。

町内の農業者の対策といたしましては、各作物の先程申し上げました生産組織を通じて各ほ場の土を持ち出さない、持ち込まないための対策を具体的に講じていただいておりますし、先程も申し上げましたが、置戸町全地区の牧草を除く全作物の土壌を採取により、JAで検査を行い、まん延の確定、まん延状況を確認するために協力をいただいております。

この結果につきましては過日、9月2日に全筆大丈夫だったというお話をいただいておりますので、シストのさらなる拡散は認められておりません。

青果商には町の対策本部から拡散防止に向けた説明や協力依頼を実施しており、一般の町民の皆さまには8月1日の広報により、畑に立ち入らないことをお願いしているところであります。ジャガイモシストセンチュウは地下茎で養分を吸収し、ジャガイモの収穫減少を生じさせる経済被害をもたらすもので、食用健康にはなんら被害を及ぼすものではありません。

町民の皆さまにはご安心いただくとともに、先程申し上げましたとおり、農業者の皆さま、農作物の運搬にあたっていただいている業者さん、拡散防止に努めていただいておりますので、一般の町民の皆さまにも一般農地への立ち入りは慎んでいただくよう重ねてお願いする次第であります。

今後の対策につきましては、重点対策地域、この発生ほ場のある地域の設定を行いながら、拡散をさせないための対策を講じるとともに、新たな発生を防ぐため、オホーツク総合振興局はじめ関係機関と連携しながら拡散防止に努めてまいりたいと思います。

前回議員質問のとおり、前回の時には集積整備、集積盤の整備や、それから網を張るなどの策を講じた経過があります。今回の発生に対します対策につきましては、それぞれの関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思いますが、前回と条件が違いますのは、前は組合員ではなかったということで、JAとそれから本町とそれから生産者との関係は今の状況とは異なりますので、その支援策の方策、それから経費支援の考え方についてもこれから協議をしてみたいと思います。

ちなみに本町の今回の発生に対しまして、集積盤の整備につきましては、町直営工事班が行っており、その資材等は現在のところまだあの積算中でございます。

以上、シストセンチュウの発生の今後の対策も含めまして、発生の状況を答弁させていただきます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 議員協議会を開いたり、それから行政報告でも報告いただいてまして、その部分についてはよく承知してらんです。あの、今回の一般質問でいわゆる、その発生者だとか、地域が特定されると、さらにその風評的な被害が起きては困るから、この質問については比較的さらっと流してくれって言われるような、そういう要望もあるんですが、ちょっとその確認をしておきたいところ。まず、あの置戸町ジャガイモシストセンチュウ対策本部、それから実動部隊である対策協議会、それぞれの役割があるというふうに思います。その中でも対策本部、町が加わったその対策本部の中の置戸町が果たす役割、今町長申し上げたとおり、集積場における資材の提供であるとか、いわゆる、その財政的な支援が一番大事なところになってくるし、生産者なり、あるいはJAも含めてそこを強く求めているんだらうなというふうに思います。

前回と違う部分についても、今申し上げましたように、現在からまあこれからもその発生のお場を含め、その生産者が持つお場はこれからも営農を続けるために様々な物が作付けされて、回されながら発生地域にも、またその馬鈴薯が回ってくるという、そういうサイクルの中で営農をやっていたいかなければならないということを含めて、どういう対策が必要なのかという部分についてはこれから協議会とも協議をしながらしっかりやっていっていただきたいなというふうに思います。

町長が申し上げた町民への、いわゆるその意識と言うか、お場に入らないということ。それらについては既にその回覧なり、そういうところを通じて全町に、まあ全町民にと言うか、全戸に配布されているので、発生のお場についてはこれはもうどうすることもできないというふうに思います。

そもそもですね、このシストセンチュウは後志管内の真狩村が昭和47年ですね、1972年です。昭和47年に、北海道の中で初めて確認をされました。その5年後に第2の発生が非常にあの離れているんですけども、オホーツク管内の清里町で第2例目が発生をされました。それから爆発的に増えまして、2014年の数字ですが、52の市町村で1万1,000ヘクタール、全道の馬鈴薯の耕作面積は約5万ヘクタールぐらいですから、5分の1強はもうすでにこのシストによって汚染されている状況にあります。置戸の中においてはいわゆる1筆だったのが今3筆ということで、これがこれからさらに増えないようにどうしていくのかというところは、やはりその協議の中でやっていただきたいなというふうに思います。

私も昨年まで農業をやっておりましたが、まああの後継者もおりませんし、妻と2人でやってるということで、65歳を契機に営農をやめさせていただきまして、48年間種子馬鈴薯を中心に営農を続けてきたわけでありまして、まああの営農をやめていたからもう関係ないだろうというような言われ方をすることもありますが、非常に今回の発生については自分にとっては衝撃的な出来事。さらに申し上げますと、北海道の中でもあまりその種子馬鈴薯からシストが発生したという例が極めて少ない事例なものですから、それがまさかの置戸からということ非常にそこについて衝撃を持って受け止めました。さらには残されました、その種子馬鈴薯農家については、これから戦々恐々とした中で、その営農を、種芋の生産を続けていかなければならない。もちろん発生した農家もちろんなんですけど、取り囲まれたそういう人たちについても相当な衝撃を受けてるんじゃないかなということにはちょっと計り知れないなというふうに思います。

そういう意味で、それらの人たちのメンタルの部分についてもしっかりとサポートしてあげる対策

も考えていただきたいと、そういうふうに思います。

まあ、あの冒頭申し上げましたように協議会と、それから対策本部の役割、特に置戸町が、その町長が対策本部長ですので対策本部の役割、いわゆる財源の確保、この辺をしっかりとやっていただきたいというふうに思いますが、町長のお考えがあれば伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま後段でも言われましたように、やはりメンタル的な、それからその発生農業者さんだけではなくて、生産者の皆さんのショックというものはあるかと思えます。ただし、8年前の発生よりも一つひとつ学んできたこと。JAきたみらい管内においては発生ほ場が置戸町以外でもありました。それに対しましては、ご承知のとおり抵抗性品種の栽培症例だとか、その売り込みを行ったり、様々な対策を取ってきた経過があります。そんな先例も見ながら、同じ農業協同組合でございますので、その傘下で本町もできる限りの支援をしまいたいと思いますが、先程申し上げましたとおり、これは農業者、農協さん、そして町、それぞれの力を出し合って克服していかなければならない課題だと思います。

ジャガイモシストセンチュウは科学的に申しますれば、なかなか根絶はならないというセンチュウでございます。これは今話題になっておりますコロナと同じように、ある意味共存しながら先程議員もおっしゃられたとおり、道内1万1,000ヘクタールものジャガイモシストセンチュウが発生している中で、それでも北海道はナンバーワンの生産基地として活躍しているわけでございます。

あの、本町も種芋農家以外の農業者さんのダメージを少なくするためにも、やはり総合的な対策を図っていくために、各機関と協議を進めながら支援策を講じてまいりたいと思います。なかなかメンタルの部分っていうのは、役場がそうせつていうことではなくて、生産者皆さん同じ目線ですね、励ましていただくことも重要だろうと思えますし、正確な理解とそれから町民のあの先程のまん延防止対策の徹底などをご理解いただいてですね、このシストセンチュウが誤解のないようにご理解いただければと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 協議会と本部が連携を取りながら、それらの問題については様々なところで対策を講じていただきたいというふうに思います。あの置戸町の方から配られた、こういう立ち入り禁止のこういうチラシが入りました。あの置戸は比較的その農村の景観なんかを他の町から、他の所から知らない人たちがほ場に入り込んでとか、まあ麦の後なんかにはひまわりとか景観の作物があると、どうしても写真に興味のある方だとか、そういう方はほ場まで入り込んで、そういうものを撮るためにほ場の中に入ってきたり、そういうことをする方がおられるということで、こういう事例もありましたというのでは、あの美瑛町でCMIに、その景観がCMIに使われるような、そういうその美しい景観の所にあったんですが、あまりにも有名になりすぎて、いろんな人がそこに入り込んでくるということで、そのほ場の景観の一つであったいわゆるあのバランスのいい風防ではないんですけど木があったんですが、そういうのは全部伐採して景観を変えてしまったっていうような事例もあるんです。そういう意味では、あのそういう地域でないにしても、やはりあの見受けられます、山菜の時期であったりいろんな時期。ましてや、あのほ場の入り口に車を停めて鍵をかけて、農家の人が作業しようとしてもできないような、そういうそのマナーのない人もいたり、もっと言えばです

ね、あのある意味こういう人がいては困るんですが、過去には生産者の麦畑に車で乗り込んで、それでその大麻の採取だったのか、結局車が出られなくなってしまったというような、そういう事例もあったりしてですね、その辺の発信も行政がやっていただきたいなど。まあほ場には絶対に立ち入らないこと。その辺はもう講じておられると思うんですが、その辺についてももしっかりお願いしたいなどというふうに思います。

私がああ初めて議員になった平成19年に、実は隣町の訓子府町で初めて発生が確認をされました。先程町長も申し上げましたように、抵抗性品種スノーマーチというのは、その訓子府が発祥と言うか、その発生を見て作られた品種だったんですが、それはその訓子府の品種として今普及されています。まああの男爵とか、そういうものに比べると食についてもあまりどうかになっていうのはありますが、抵抗性としては効果があるということで、まああのスノーマーチだけではないんで、これからいろんな品種を交えながら、農家についてはまん延防止対策のための抵抗性品種の作付けをやっていただきたいなどというふうに思います。

で、あの昨日のですね、北海道新聞に、網走でシロシストが実は昨年でしたか、一昨年発生をしました。そのシロシストというのはいわゆる今その普及している抵抗性品種、どの品種をおいてもこれには効果がないと。まああのいわゆる抵抗性品種の効果が得られないそのジャガイモシロシストというのが初めてその発見されたんですが、その地域において、そのもち麦という新たな品種で、そのいわゆる馬鈴薯に変わる品種とは言わないかもしれないんですけども、一つこれを機会に新たな輪作体系の中に折り込むような品種を開発するという意味で、面積的にはそう大きくないんですが、非常に好評な麦が生産をされたというのは昨日の道新に載っておりました。

訓子府町で発生した際に、その新たな品種としてそのスノーマーチが作られる。置戸町もある意味そういうその輪作体系の一環になれるような新たな品種の開発であるとか、そういうことも含めて対策本部、協議会、農業者合わせてですね、その辺の開発にも取り組んでいただけたらどうかというふうに思います。2問目あるんですが、もし町長のお考えがあればお聞かせいただきたいとします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 抵抗性品種、スノーマーチのこともお話になりました。実はあの8年前に本町で発生した時にいろんな栽培試験も行いました。トマト系の作物を栽培すれば減少するよというようなお話もあって、そんなこともやってみたんですが、なかなか今土壌検査をしても減少していないという状況で、なかなか難しいんだろうなと思っております。

本当にシストはいなくなって、また種芋が作れるかっていうことはありますが、まああの先程も言いましたように、真狩や羊蹄山ろく、それから先程オホーツク管内、他町でも出ている例がありましたが、これは経済被害をもたらすセンチウですので、発生したところは減少させる対策も行っているかもしれませんが、追肥をしながら収量を確保していけばいいんだと割り切ってやっている市町村もあるようでございます。置戸町はそこに踏み切れるわけではございませんが、新たな作物転換やそれから抵抗性品種の栽培に支援ができるようなものがあれば、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 ぜひそういう開発をですね、開発と言うか、開拓をしていただい

ひとつ置戸のそれがあのある意味でね、これからの農業にとってひとつプラスになるような、そういうものが作付けされるといいなと、まあそんなことを思っておりますので、機会あるごとにその辺についてはいろいろ協議をされて、農業者も含めて生産性のあるものを開発していただきたいと、このように思います。1問目については以上で終わらせていただきますが、ぜひその辺についてはこれからも行政、それから関係機関と連携をとりながらしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それでは、あの勝山ふれあい農園の今後の活用方法についてということでお話をさせていただきたいというふうに思います。

勝山ふれあい農園は面積1.3ヘクタールをAからDの4つのゾーンに仕切って108の区画に分けられております。令和2年の利用状況はCゾーンとDゾーンの一部で11人の方が14区画の利用にとどまっております。AゾーンとBゾーン、そしてC、Dゾーンの一部については景観用のひまわりが植えられておまして、一部にはぶどう園の苗木4,000本が植えられております。生育状況については、そのブドウの苗木の生育状況については決して良い状況ではないというふうに聞いております。農園の利用者の少ない状況であり、本来町民の農園としての役割を十分果たしているとは言えません。

そこで今後の活用方法について提案をいたしますが、8月25日に開催されました議員協議会の中においても、勝山温泉ゆうゆの周辺整備について、現在世界的に爆発的発生を見ている新型コロナウイルス感染症に対する対策として、コテージの密な利用を避けるために、2人程度で利用できるトレーラーハウス5台の購入を検討するという提案がございました。

そこで、私からは勝山のふれあい農園を含めた周辺整備の提案をいたしたいというふうに思います。現在新型コロナウイルス感染症の発生により、国民のレジャーに対する考え方が大きく様変わりをしております。人との密なる状態を避けてレジャーを楽しむためのキャンプなどのアウトドアのレジャーが非常に盛んになっております。

私も何人かの方からゆうゆの周辺の活用方法として、キャンプ場の整備を検討してはどうかというような提案を受けておりましたので、この機会にふれあい農園の有効な活用として考えてはどうか。鹿ノ子ダムのカンパ場も休止状態が長く続いておりますが、新たなキャンプ場の検討について町長のお考えをお聞きいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 勝山ふれあい農園及び勝山温泉ゆうゆ周辺の環境整備についてのご提案でございます。

勝山ふれあい農園は農業者以外の町民が野菜などの栽培を通じ、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的として、平成11年、先程言われました4面、119区画で当初はスタートしておりました。勝山温泉ゆうゆを中心とした観光エリアの振興発展に大きな期待を寄せて整備されましたが、年々利用者は減少し、本年度は先程議員おっしゃられたとおり、11人14区画の利用にとどまっております。残地については観光エリアとしてのふさわしい景観を維持するためにひまわりなどの植栽を行って、まあ景観を悪くしないように整備をしているということと、それからブドウ苗の挿し木の試験を行っております。

従来、接ぎ木でブドウの苗を確保していたんですが、もっと早急に簡便でできる挿し木の試験をこ

の地で行っております。議員は先程あまり成績も芳しくないのではないだろうかということなんですけども、挿し木としては生育はしておりますので、やはり豊住のほ場への、あの育ってからの移植は可能だろうというふうに考えております。そのような活動をしながら、このふれあい農園は今現在に至っております。

さて、コロナがこのように世の中にまん延する中で、国民の生活対応も大きく変化し、濃厚接触を避けてレジャーを楽しむため、先程議員言われましたように、キャンプ場などは非常に人気が高いアウトドア施設になっていると、多くの新聞・マスコミ等で報道されているところでございます。

ふれあい農園を含めた勝山温泉ゆうゆに関する整備の提案でございますが、先程8月25日の議員協議会で私どもの方からこんな今計画を考えておりますということで、トレーラーハウス5台の件も、あのその時にお話をさせていただいた経過がございます。

さて、何度かご説明をしておりますが、この農園は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により農業委員会の承認を受けて設置したふれあい農園でございます。この法律は貸付農地を返還する場合は速やかに現状復帰することが条件となつての許可となっております。

その後農地の転用手続きが必要となりますが、勝山ふれあい農園は第一種農地で、農地法ではほかの施設を作る転用は原則的に認められない農地ということで、当初から設定をされているところであります。農業関連施設以外への転用は先程言われましたように、キャンプ場の設置、レクリエーション施設等の転用は現状の法律の中では認められない農地となっております。

そこで私ども考えておりますのは、市民農園としての目的を逸脱しない中で勝山温泉ゆうゆとの相乗効果を上げていく利活用を模索したいと思っております。市民農園は全国にはいろんな活用例があります。農園を持ちながら滞在できる施設を作れば、それは市民農園とみなされる例もあるようでございます。そのようなことも模索しながら利活用を図ってまいりたいと思っております。

次に農村公園を含めた勝山温泉ゆうゆの環境整備についても触れていただいておりますので、以前より簡易宿泊施設の設置を望む声が多く寄せられておりました。コテージの増設や今の現有コテージのロフト化など様々な形で検討を行ってきた経過がありますが、いずれも技術面や経費面で難しいと、実現には至りませんでした。

先程議員もご指摘のとおり、国民のレジャーに対する意識が大きく変わってきており勝山温泉の利用状況につきましてはコテージの利用はこのコロナ渦においても増加傾向にあり、今年度は前年の約2割増しと好調に推移していることもあります。また8月24日には一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆから改めて町に対し、災害時などでも移動して使用可能なトレーラーハウス5台の設置について要望書の提出があったようでございます。

このトレーラーハウスは胆振東部地震でも被災者の方が利活用されているという例もありますし、このコロナ対策の時点、それから災害に強いまちづくりを進める上でも有効な手段であると思っております。

町といたしましても、町内の宿泊場所の確保及び第6次総合計画で宿泊用コンテナハウス2基の設置を計画していたことから、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆと十分協議を行い、設置に向け早急に取り組んでいきたいと思っております。その際につきましては本年度の特例交付金、コロナ対策における特例交付金の活用も視野に入れて検討を進めてまいりたいと思っております。

さらに農村公園及びその周辺をRVパーク、車が入りしながらかそこで滞在してレジャーを楽しんでもらえるような施設展開や、野外施設などの整備についても併せて将来的に検討を進めることが大事だと思っております。その中で勝山ふれあい農園の活用につきましても先程申し上げましたとおり、農地法に逸脱しない中で活用を図っていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、町民の宝であります勝山温泉ゆうゆを核とした周辺整備につきましても、今回3年前に町民有志で設立された社団の社員の皆さまはじめ、勝山地域の皆さまの知恵をいただきながら振興策を考えていきたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 ふれあい農園の関係については農地法の縛りがあること、ハードルが高いこと、十分承知をしております。逸脱しないと言うか、解釈を拡大して、そこはいろいろなことを工夫しながら、少なくとも現状108つというふうに聞いたと思うんですが、その区画のうちの14区画というのは、もう農園としての意味は果たしていないなど。

先日作況調査の折りにコテージのところまで行って回って、あの辺の周辺の状況を見た時に、ふれあい農園の景観用のひまわりはすでに廃耕されておいて、あの決して景観的にいいというふうには見えなかったんですね。野菜なりいろいろなものは植えられた状況っていうのは、ある意味ひとつの景観としていいんだと思うんですが、植えられない状況のまま、ゆうゆの前にそういう状況があるっていうのは決して景観としていいかって言うと、そうではないような気がいたします。

そこで町長言われるように、農地法の縛りがあることももちろんなんですが、その枠を何とか最大限活かしながら利活用を考えていただければどうかというふうに思います。先程も申し上げましたけども、国民のレジャーのいわゆる、その今の新型コロナを受けて様子が大きく様変わりしてまして、当然今その海外なり国内もそうなんですが、そのG.O.T.キャンペーンである程度今少し盛り返してはきてるのかもしれませんが、そういう人たちのその意識が非常に大きく様変わりをしているというふうに思います。私も暇があればというか、年に一度程度は旅行を楽しむというか、今まではそういうことを楽しんできたんですが、あの国内・海外も含めて、1年に1回程度はっていうふうに、そういうことを楽しみにしながらその一生懸命仕事をしたり、そういうのを糧にしてやってきたんですが、今のこんな状況で海外もちろんそうなんですが、国内の旅行者だって今のG.O.T.キャンペーンがありながらも、受け入れる方だってそうまあ経済的なこともあるんですが、そういうことをクリアしないと歓迎して受け入れてもらえないような状況になってるんですね。

そこで本年は私もそういう意味ではちょっと視点を変えて、なるべくそのコロナの影響を受けないような地域を選択しながら、置戸町ももちろん今発生例はないわけですから、我々が行ってどこかでその拡散をするっていうことは確率的には低いんですが、なるべく人との接触なり、そういうことを避けながら、自分なりの趣味を楽しもうとすれば、今言われたそのキャンプなり、そういうことは一つの手段だなどというふうに思って、今年は3カ所ほど行ってまいりました。

1カ所はあの別海町にあります尾岱沼のふれあいキャンプ場というところなんです。これはあの周辺に尾岱沼という観光地があって、それを楽しむための一つの目的としてキャンプ場はそこに設置されてるんだなっていうような目的のキャンプ場でした。もう一つ利尻島の北嶺野営場というキャンプ場なんです。ここはその島にある、その利尻富士という登山の拠点になっているキャンプ場でした。そ

れからもう一つはですね、遠軽町の丸瀬布にあるいこいの森オートキャンプ場って。ここはもうキャンプのためのキャンプ場みたいな所で、そのキャンプ場を中心に、あそこにはその雨宮21号という機関車が走っておりまして、これは一つのメインだというふうに思います。それと周辺にはゴーカート、それから周辺の川からその川の流れを取り入れたような釣りをできるようなスペースを作っていました。この三つのいずれにも、あの歩いて行けるような距離の所に温泉施設が必ず付いてるんですね。

そういう意味で勝山温泉の周辺のキャンプ場なり、そういう整備をすることで、温泉の利用が活かされる。それから日本一のパーク場が近くにあります。勝山にももちろんあるんですが、すぐ横には常呂川があって、これは釣りもひとつ楽しめる。そういう環境を活かす意味で、あそこにキャンプ場の設置はどうかなというふうに思いました。

町長言われた農村公園の中も、一つのそれを活かせる土地の利用としては活かせるんでないかなというふうに思います。このコテージの上手の方に鹿柵が張られた農地があるんですが、あれは一部町有地が含まれているというふうに聞いてますんで、あそこも含めるとそういうスペースの確保はできるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺についてぜひね、あの検討してはどうかなという提案であります。町長の考えがあればお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 私も実感することがありまして、今議員いろんなキャンプ場を訪れると相当活況だったと。それから地域の資源を活かしながら繁盛しているよというお話もありました。置戸町も近年車のナンバーを見ますと、北海道の中からも十勝だけではなく、旭川だけでもなく、札幌ナンバーや、片やまた本州ナンバーの車も釣りに来ている姿も見受けられます。今回先程回答の答弁の中でも申し上げましたとおり、トレーラーハウスを積極的に検討してまいります。宿泊者を増やせばやはりその人たちに魅力あるものを提供していくことが繁盛に、それから利活用の向上につながるということも含めましてですね、あのふれあい農園も収穫体験だけでもできるような農園展開ができないだろうか。そのようなことも検討しながら総合的にゆーゆーの方の総合開発を進めていきたいと思っております。

あの、先日町長室で横に見慣れないお客さんが見えられて、町営住宅の係の方に問い合わせをする姿を耳を立てて聞いてますと、町営住宅に申し込みを考えているんだと。まあ置戸だけではないんだけど、それは本州の方で年恰好から見ると、きっともう退職された方なんだろうと思っております、その方は置戸は釣り場としてすごくいいので移住をして暮らしたいんだけど住宅はないんですかっていうような問い合わせでした。このような日本中がですね、都市一極集中ではなくて、ある意味このコロナを機会に地方への目が向いて来てるのは間違いないこととございます。

この機を逃さず、本町も交流人口だけではなく、定住も含めてですね、総合的に置戸町に住んでいただく、来ていただく政策を展開していきたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 あの今日ちょっと議会が始まる前に雑談の中でもちょっとあったんですが、勝山のあのパーク場のそばにパーキングがあるんですが、よくあそこにキャンピングカーであるとかワゴン車が停まって、あそこはトイレもある、水の確保もできるってということだと思うんですが、あのあそこであの泊まりながら置戸のパーク場に行ったり、そういうことをしている車を見受

けます。それは今町長言われたように、北見だけじゃなく、道内各地、それからもっと言えば全国から、あのなんて言うんでしょうかね、避暑を求めてって言うんでしょうかね。あの僕も一度そういう人と会ったことがあるんですが、6月に大阪を出た、定年になってキャンピングカーを購入して、それで6月に大阪を出て、本州猛暑で暑いから、その暑い間は北海道でキャンプをしながら、キャンピングカーで過ごしながら北海道のパークゴルフ場を巡って歩いてんだと。例えば留辺蘂の道の駅に泊まってつるつる温泉で風呂に入って、そんなことをやりながら9月までいるんだと、涼しくなったら向こうへ帰るんだっていう方と会ったことがございます。ましてや今のコロナで人との接触、密のところを避けるっていう意味ではそういうそのキャンピングカーなんなり、そういうものを利用しながら北海道を楽しみながら、できるだけ密にならないようにと、そういうことをやりながら楽しんでおられる方にも会いました。そういう意味で、そういう場所の提供をそのゆーゆーの周辺整備を含めながらやることも、これからのそういうゆーゆーの利用なり、置戸町のいろんなそういう観光施設を利用させていただく手段として考えてはいいんじゃないかなというふうに思いますので、お話をさせていただきました。

まああのこの新型コロナウイルス感染症についてはですね、これいつ終息するか、到底ちょっと今のところね、その目処が立たない状況で、ある程度横ばいになると言いながら、感染しない人いないような状況が続いています。まあそういう意味ではね、これと付き合いながらそういう生活やレジャーのスタイルが変わってきてるのに対応した、そういうことを検討していただきたいなというふうに思います。

以上申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長　ここでしばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩	10時43分
再開	11時05分

○岩藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

○岩藤議長　1番　石井伸二議員。

○1番　石井議員〔一般質問席〕　それでは休憩前に引き続き、通告にしたがいまして深川新町長に3点ほど伺いたいというふうに思います。

いずれも真新しい質問ではございませんが、新深川町政体制となったことから、質問に際してはリスタートということで、そういった形になってしまうことをお許し願いたいというふうに思います。

まず1点目ですが、嘉藤議員の質問の続きとなろうかというふうに思いますが、本町の行政課題、懸案事項のうち、私は役場庁舎、それから特養の改築・修繕の基本的な考えを伺いたいというふうに思います。とは言え、これまでのやり取りで新しくしたいのは山々ではあるが、財源なくして執行できないというのが現実であり、きっと答弁になろうかというふうに思います。

実現には時間がかかるというふうに思っておりますが、今回のコロナ対策、昨今の気象状況等を見ますと、2施設の職場環境の応急的な改善が急務と考えております。小さなことですが、例えば網戸、本庁舎には網戸はついておりません。各部署にハエ叩きと殺虫剤を設置しているのかなというふうに思います。また、特養においては経年劣化、変形が激しく、隙間に小石を挟んで固定をしているとい

うようなお話を聞いております。大型商業用冷風機等の設置など、今議会に専決で出されておりました7月28日分の補正ではないですが、まあ学校等の暑熱対策の時にでも一緒に実行できれば良かったのかなというふうに思いますが、職員・利用者のために、これからでも対応される考えはないかどうかを伺いたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ちょっと、あの予想してた質問とはちょっと方向性が違ったもんですから、ちょっとあの前段の方は庁舎の改築の方、ちょっと経過も含めてお話をさせていただきたいと思ひますし、後段網戸等の環境整備の方をお話させていただきたいと思ひます。

現在の庁舎は昭和43年7月に完成して、現在52年が経過しています。平成3年には1億4,000万円をかけて現在の町民生活課のフロアも増築を含めてですね、大改修を行ってありまして、現在の面積は2,000平方メートルを超える面積となっております。その後も屋根改修や壁面の塗装などを行って現在に至っておりますが、平成26年耐震診断を行うと、新基準には適合しない本町の公共施設の中では、耐震改修が終わった中では最後の未改修の施設となっております。

第6次総合計画では現庁舎の耐震化と災害本部の機能強化や2階・3階への高齢化によるエレベーターの設置等を、来庁者の利便を図るという意味で、そんな内容を盛り込んで事業費用、概算4億7,000万円と見込んで計画をしておりますが、これは本当に概算経費でございます。災害時の役場の基幹業務の継続計画を今求められている時代になっております。災害を受けても役場の業務を停滞をしないように、続けれるような機能を持たせなさいというような国からの要請もあります。そして、そのためにはシステム保全、それから72時間の電気供給ができるように自家発電設備などを屋上に置きなさいというような指針も示されております。また、改修にあたっては現在の工法に加えて省エネ工事など、事業費はもっと膨らむだろうと予想されます。

現計画の改修では、本年度基本設計、来年度実施設計、令和4年度に改修工事を行うとなっておりますが、庁舎の法定耐用年数など15年を切った中で、現庁舎の大規模改修、先程申し上げましたとおり、コストは非常に高騰するのではないかといい中で、新たに建て替えた場合の財源や将来のランニングコストを再度検討してみたいと思っております。

管内では平成29年度創設の役場機能緊急保全事業への地方交付税措置が図られたことにより、役場庁舎の建て替えが管内でも進んでおります。しかし、これも本年度、令和2年度までの措置となっておりますので、本町はこの制度延長、それから他の制度の拡充、政府与党政調会に強く要望するとともに、本年度は新築の際の交付税措置に必須な国土強靱化計画の策定作業を進めており、新築の可能性も残しております。

このようなことから、本年度の耐震改修の基本設計は見送り、令和3年度の新過疎法の制定に併せた交付税措置の財源措置を考えながら国の動きを注視し、町民の皆様のご意見をいただきながら大規模改修をするのか、そして新築をするのか、そしてその時期をいつにするのか、総合計画にとらわれず検討してまいりたいと思ひます。

次に特別養護老人ホームの大規模改修ですが、これは以前から数年検討がされてきてありますが、特別養護老人ホームは57年から38年が経過しております。入所定員50人に加え、その後ショートステイ10床を増加し、ご承知のとおり平成25年より社会福祉協議会へ、養護老人ホームと併せ

て指定管理により管理を行なっていただいている経過にあります。第5次総合計画の後期計画で改修計画を盛り込んでおりましたが、その際全個室ユニット化の建て替えでは少なくとも総事業費、先程議員おっしゃられましたとおり相当な金額14億円と当時試算されておりますが、財源見通しが立たないなどから実施が見送りされて、今回の第6次総合計画に繰り延べされております。

この6次計画では令和4年度実施計画、5年度に改修工事の計画となっております。ただし、現段階においても全個室ユニット型での財源見通しは難しいこと。ユニット化による職員増員のための人材確保対策や防災機能の充実課題が多いことから、当初計画にこだわらずに、運営母体であります社会福祉協議会とも十分協議し、リセットしながらですね、改修計画を進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、ご質問の2施設に限らず、先程嘉藤議員から質問がありました児童センター児童館の建て替えなど優先順位を付け、それから財源用途を立てて計画的に整備を図っていききたいと思います。

職場環境の改善策、先程網戸のお話もありましたが、利用者が快適に利用できる環境の整備ですが、今年の夏についてはコロナ対策ということもあり、庁舎をはじめ各施設に扇風機を導入してきております。役場庁舎でも1階の窓口に扇風機を設置し、換気対策を努めてまいりました。

さて、職員の環境整備ですが、置戸町職員衛生管理規則に基づいて設置しております、産業医所属長の代表、職員の代表による衛生委員会の中で検討協議をし、職場の改善、職場環境の改善を行っております。また、産業医の先生におかれましては定期的に職場巡視を行っており、その指摘事項を衛生委員会でフィードバックして実現に向け努力しているところであります。

職場の改善はなかなか大きなものから小さなもの、それぞれありますので、改修を見据えて先延ばしにしている案件もあります。網戸の関係もそのとおりでございます。役場には網戸はありません。その代わり解放をして風通しを良くしております。それから本年職員の皆さんと一人ひとり面談をさせていただいた時にこんな意見もありました。この暑い気象状況の中で、職場の中でも、それから利用者の中でも、やはりエアコンが必要な時代ではないでしょうか。それから扇風機が必要ではないでしょうかというようなお話もありました。そして職員についても職場労働環境の中でも扇風機を買って欲しいというようなお声も若い職員からいただきました。扇風機を買うことはそんなに大きな金額がかかることではないので実現を図りたいと思っておりますが、コロナ対策で各施設の扇風機を導入しております。それをまあ一時的に運用で利用できたりするのもあろうかと思っておりますので、そんなのを見極めながら扇風機の導入は今後も図っていききたいと思います。

社会福祉施設での職場環境及び利用者の生活環境の改善につきましては、毎年社会福祉協議会、運営母体であります社会福祉協議会の要望を受けて順次改善・改修を行っておりますが、ちょっと網戸のことにつきましては、ちょっとお聞きしていなかったところがございます。

本年度は職員トイレの改修、まあ要望多くの中で全部には応えられませんが、順番を付けて改修をしているところであります。本年度はその他に業務用の電源確保の設備を整備しているところでありますが、職場環境それから利用者の環境整備ということでは社会福祉協議会とも十分協議をしながら改善を図ってまいりたいと思っております。

まああの議員、この暑い中で先程も緊急搬送があったんですけども、暑さでした。やはりあの町民の方々も高齢化が進んで、この暑さで自宅におられても体調を崩されるという例が多くなってきて

おります。あの庁舎、それから特別養護老人ホームは大規模改修もしくは先程申し上げましたように、やもすれば新築もあり得るといふことの意味もありませんので、それぞれ大きな投資での改修は考えてはおりませんが、そのような扇風機のような小さなものについては十分担当課、それから関係機関とも協議を図りながら改善を図っていきたいと思います。そのようなことをご理解いただきたいと思っております。

網戸の関係はですね、早急に確認をさせていただいて、石を挟んで網戸を補充してるといふような状況であれば、それはすぐ改修していただくように図ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 ちょっと質問の趣旨と言いますか、その分で食い違いがあったようではありますが、概ね想定された答弁かなというふうに思います。まあ、現在この議場の中でも大変蒸し暑く、非常にあの換気的な部分ではどうなのかなというふうに思います。まあ、日数的な部分を考えれば、その日数分我々が我慢すれば済むわけではありますが、常時そこで職場として働いている職員の皆さまのことを考えると、早急に対応していただくのがよろしいのかなというふうに思います。

また、先程から扇風機による換気、それから何て言いますか、涼を求めるといふようなお話をされておりますが、きっと、あの大型扇風機をこうやって職場に置いたところで、非常にあのなんて言うんですか、仕事上不便をきたす部分もあるのかなと。そこで私が大型の商業用の冷風機というようにことで提案をさせていただいたんですが、今その扇風機とともに、温風も出せるというように縦型のコンパクトなものもございますので、これからちょっとあの寒くなった時のために、そういったものもあってもいいのかなと。それからいろいろの災害等の避難所等にもそういうのを持って行って涼をとる、またはちょっとあったまるといふようなことを考えた上で、いろいろの選択をしてほしいなというふうに思います。

それから特養について先程職員トイレの改修も長年の部分では、あの和式から洋式に改修をさせてもらいました。今現在工事中ではございますが、ちょっとあの小耳に挟んだんですが、今回のその改修にあたって、もともとあったシャワー室を撤去して改修をされているというふうにお伺いしております。

ここのところの暑さで、例えば入浴介助等をした職員はもう汗だくになって、でもできるならば着替えたり、軽くこうやってシャワーを浴びたいという部分があって、なんでシャワー室をなくしてしまったんだろうな。たまたまもう古いからってシャワー室っていうのは使われてなかったようではありますが、更衣室も含めて、もう少し使っている職員の声を聞いてほしかったなということ聞いておりますので、これからいろいろな対応・対策のためには、この使われる方、またそこにいる方の意見をどんどん聞いていただきたいなというふうに思います。

非常にまあ小規模改修になるかどうかというふうなことではございますが、できるだけその細かい部分でいろいろこうやって対応していただけることを願って1点目の質問を終わらせていただいでよろしいでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの大型冷風機は興味をもって見ていました。実は川向住民センターで葬儀があ

った時に、町外の業者の人が持ち込みされてやってるのを見て、どれだけ効果があるかなっていうことで事務所で見させていただいて、あのあまりちょっと、あの涼しいなって感じはしなかったもんですから、やはりこの程度ではだめなのかなっていうこともあります。エアコンっていうのは結構整備にはお金もかかりますが、先程議員言われたように、一時その場にいるだけならそれは我慢もできるけれども、生活している人たちの施設において、それからずっとそこで働いている人にとってはどうだろうかというご質問もありましたので、それについては改築やそれに併せてですね、検討していきたいと思います。

あの、それから先程あの改修のトイレの関係、特別養護老人ホームのトイレの関係ですが、そのような報告も発注した中で伺っております。現場ではですね、どのように改善できるか、それから職員の要望をどれだけ取り入れて変更できるかということも今検討しておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っておりますし、今後は特別養護老人ホーム、養護老人ホームの要望につきましては社会福祉協議会の団体の組織の方の代表者の方から要望をいただいておりますが、やはり職員皆さんのご意見をいただいた中でのとめ方をさせていただくように要請をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 次の質問の方に移りたいというふうに思います。ふるさと就職奨学金の創設についてということでお話をさせていただきたいというふうに思います。深川町長は選挙期間中にふるさと就職奨学金の創設を町長の公約としてあげていました。実はタイムスの6項目の施策の質問に対しての中にだけ記されていたような気もいたしますが、私はそのなんて言いますか、給付型のそういった奨学金制度、早期実現を願っているところであります。創設に向けての時期や財源と、それから町長の思い、考えを伺いたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 公約でも申しあげましたように、ふるさと就職奨学金、これは仮称なんですけども、これについての私の考え方でございます。6月26日から開催されました6月定例議会冒頭において、私は町政に対する所信を申しあげました。その中で高齢者施設や児童福祉施設において人材不足が深刻になっているため、保育士等を含めた人材確保に向けたふるさと就職奨学金創設について検討を進めたいと申し上げておりました。ご承知のとおり医療福祉職場においては専門性を問われ、医師はじめ看護師、保健師、介護福祉士、介護士、栄養士または児童福祉施設においても保育士など、有資格者でなければできない業務も多く、一方でその人材確保には大変苦労されている状況を理解してございます。

置戸高校生限定にはなりますが、平成28年度から優秀な人材の確保の一環として介護福祉士の資格を取得して、卒業後町内で5年以上業務に従事しようとする生徒に対して、福祉の夢サポート奨学金を支給しております。この方につきましては、今までの実績で9名の方がこの奨学金の支給を受けております。また、こどもセンターどんぐりにおいても昨年度より保育士等確保のために就職祝い金や、それから奨学金返済支援制度などを実施しております。これにつきましては、現在その支給対象になってる方はお一人だそうです。また、置戸赤十字病院においても償還免除の奨学金制度を設けており、人材確保についてはそれぞれ努力されておりますが、同様に他自治体や企業、会社などでも奨

学金の免除や経済支援を実施し、現状では条件競争となっている現状も認識しております。

そのような中で、本町においてもなかなか貴重な人材確保が十分なされていない現状もあります。私は公約で述べましたとおり、広く資格を有する優秀な人材を確保するためには経済支援だけではなくて、総合的な新しい制度の創設が必要であろうと考えております。先程申し上げました事例なども参考にしながら統合型の総合政策が必要だろうと考えてございます。

ふるさと就職奨学金制度の詳細につきましては、これからも関係機関と協議をさせていただき、庁舎内でも検討を進めていくこととなりますが、現段階の思いといたしましては、先に述べました看護師や介護福祉士、保育士や幼稚園教諭などの資格を有した方で、各種奨学金を返済している方が町内に居住し、その職場でお勤めになった場合、その返済額に対して一定の額をふるさと就職奨学金として支給することにより、人材確保の一端を担っていきたいとも考えております。

これは置戸出身のUターン就職者に限らず、新たに就職のために転入された方も含めた制度をイメージしております。また、この先程述べた職種の以外にも農林業を始め他産業、企業でもハローワークに求人しているが一向に応募がないなどの人材確保の課題があります。これらも視野に入れて、通勤から定住に結びつくような資格取得支援や住宅政策等も検討し、総合的な人材確保対策を進めたいと考えております。そのためには経営者やそこにお勤めの方、それぞれの課題を再認識し合うとともに、アイデアを出し合って意見交換をして、問題解決を図る場所として、仮称ではありますが、ふるさと産業会議を開催し、効果的な人材確保、定住対策を練ってまいりたいと思っております。これらにかかる財源に対しましては、今後PRに力を入れて取り組みたいと考えておりますが、ふるさと納税の有効活用も軸に考えたいと思います。

先程申し上げましたとおり、置戸で住んでみたい、置戸で勤めてみたいというのを各産業ごとバラバラに行うのではなくて、一本化をしてPR活動や、それから政策を考えていきたいと考えております。時期に関しましては新しい取り組みでもありますし、すでに独自の制度を持っておられるところもありますので、整合性を取る必要もありますので、設計や議論に少々お時間をいただきながら実現を図ってまいりたいと思っておりますのでよろしくご理解いただきたいと思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 ちょっとあの確認をしたいんですけども、こうやって故郷に、例えばこうやって置戸に帰ってきて就職をされた方がもし奨学金を受けていたならば、その奨学金の返済等をするっていう奨学金なのかどうか。

例えばこれからも学校に行って、置戸に帰ってきて就職をする。まあその際にはある程度奨学金を免除するというような給付型の奨学金なのかどうか。ちょっとニュアンスがちょっとこうやって分からなかったもんですから、その点の部分をまずお聞きしたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 分かりづらい説明になったかと思いますが、まあ置戸出身者につきましては、現在の置戸町の奨学金制度を借りられてる方も多くいるかと思っております。しかしながら、その方々だけで今必要な人材確保は困難であると思っております。ですからその方の奨学金の返済額の一部を支援するというようなことでいけば、町外から新たに就職のために来た若い人です。若い人っていう言い方もちょっとあれなんですけども、あの置戸でお住まいになる就労者でも奨学金を返済してるような方も視野

に入れて、出身者だけじゃない人についてもその支給対象に広げていきたいと思います。そうすることによって様々な機関や団体、それから組織、それから職場が求めるような人材確保に寄与するようなものになればなと思っております。

先程こどもセンターどんぐりにおいては1名の方の支援対策を受けていますよという方は、たまたま置戸出身の方でございますが、その他にもやはり将来を見越すと、置戸出身者だけではなかなか確保ができないので、町外から新たな新卒者が魅力あって置戸に就職していただけるような政策を打っていかねば、なかなか来ていただけないという現状があるというアドバイスもいただいたので、そのような考え方で新しくUターンだけではなくて、新しく置戸でお住まいする勤労者につきましても、この支援対象にしていきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 そうしますと、非常にあの就職奨学金という名目というのはちょっとこうやって違うのかなという気もしないでもないんですが、いずれにしましてもそういった返済補助的な部分があると非常に助かるのかなと。

実は私の娘も今年から奨学金の返済が始まっております。1年据え置き奨学金を受けた倍の年数ですか、ですからうちの娘で言いますと9年。だいたい大学を卒業してからずっとほとんど30過ぎぐらいまで返済をされるというか、借金の返済をしていくというような状況がありますが、まあ、たまたま看護師なんで、その後こうやって返済に困らないのかなというふうには思いますが、中には大学は出たけれどなかなかあの返済するのも大変だという、こうやって苦学生も多くいるというふうに聞いております。まあそんな方でも置戸にこうやって就職された時に支援ができるようないろいろな体制と言いますか、そのそういったこういった事業をしていただければなというふうに思っているところであります。できるだけ本当、早期実現を願っておりますので力こぶを込めてやっていただきたいというふうに思います。答弁はいりません。

次に3番目になりますが、安全なまちづくりのために防犯カメラの設置、補助等の提案をこれまで2度ほどしてまいりました。隣町の訓子府町ではすでに3基設置し、警察との映像提供等の調印しております。置戸町では提案に基づいて、すぐに公用車にドライブレコーダー等をこうやって搭載していただいて、まあ少しでももしもの時のために役立てればというふうに思っているところであります。

現在防犯カメラ等大変お安くなっておりますし、性能も高くなっております。人口減の本町においても防犯のため、また防犯予防のために、今一度こうやって設置等、また設置に対しての補助等の考えがないかどうか伺いたいというふうに思います。本当今の時代に必要だというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 防犯カメラの設置、設置補助についてのご質問は今議員もおっしゃられたとおり、今までも何度かご質問いただいて、実現したもの、実現してないものもあります。

近年、犯罪をはじめ交通事故、あおり運転など、防犯カメラや車載カメラで証拠映像が事件の早期解決になくはならないものとなっております。また、車載カメラは職場の安全運転に結びついているという事例も伺っており、あおり運転の報道や抑制、そして機材の低価格化等から一気に普及され

てきております。

前回議員がご質問のあった以来、公用車の車載カメラ、ドライブレコーダーにつきましては計画的な設置を図っており、現在59台の公用車のうち、作業機械を除きまして17台をすでに設置しております。一部の作業機械で、これは車載カメラを必要としない、しなくてもいいんじゃないかというものを除きまして、令和5年まで37台に計画設置する予定でございます。また、防犯カメラにつきましては、現在公共施設といたしましては、小学校、若者交流センター、ぽっぽに施設内防犯の観点から設置を行っております。また、他の公共施設でもダミーカメラ設置やステッカーで防犯に役立っているという事例もあります。最近では道道置戸訓子府線の特定の場所で再三のゴミの不法投棄がありました。道路を管理いたしております北海道網走建設管理部で防犯カメラの設置を要請いたしまして設置をさせていただいた経過もあります。これは再三のゴミ投棄が直らないということで、このような取り外しができるということも含めて、あの設置をさせていただいております。

防犯カメラは犯罪の抑止効果や事件があった場合の手がかり、また災害時には状況を知るツールにはなります。便利な反面、ネットへの情報流出やプライバシーの確保など、多くの課題も噴出しているのも事実でございます。先日、前回の質問の時も同じような内容だったかもしれませんが、札幌での町内会で防犯カメラを設置したところ、一部の住民からそれに対してプライバシー侵害の申し立てがあって、カメラを一時撤去したということをお前回の質問の時もお答えしました。これにつきましては最近解決をしてプライバシー保護のルールを作って厳格化をして、町内会では設置を図ったようでございます。札幌市につきましても補助の制度を一時中断しましたが、それに則ってまた補助が再開されているのだろうと、これは想像でございますが思っております。

声かけや挨拶など、日常的に地域住民同士のコミュニケーションが図られていると、お互いの顔が見える関係として犯罪のない安心安全なまちづくりができると思っておりますが、一方でこのようなご時世ですので、先程の不法投棄のように、一部の心無い方の行動で不安を感じる町民も多いと思っております。今回のゴミ投棄のように違法性、違法行為の発生や未然防止を目的とするカメラ設置は有効で必要性も感じておりますが、新に公共施設への設置は利用される方のプライバシーに十分配慮する必要があることから、今のところ増設を考えておりません。

また、町内会単位での設置の要望があった場合についても、先程札幌市の例もありましたが、合意形成とプライバシー保護に関するデータの管理ルールを作ることが必須で、町において近隣町村、訓子府町で設置された通学路へのカメラの設置についてはまだ見合わせざるを得ないというふうに判断しております。通学路に設置した時に、犯罪が起きた時、それからなくなった時にどうだったかという足取りをつかむことは可能でしょうが、リアルタイムで映像監視を行ったり、それからどこまでの通学路をカバーするのか。その台数についてということでは、やはり3台ということでは、抑止効果の方が強いんだろうと私は思っております。

カメラの設置については、コスト面安くなっておりますが、その監視の人員確保の観点からも今の段階では時期尚早と考えております。また、町内会や店舗からの防犯カメラ設置要望は今のところございません。要望があれば美しい商店街の補助対象に備品を入れるかどうか検討していきたいと思っておりますが、必要に応じて関係機関とも十分協議をしていきたいと思っております。

現状、私は子どもにとってスクールバスの運行拡充や通学路の設置から見て、本町において通学の

児童生徒は多くの町民から目の届く範囲での通学であり、それからまあ野外活動であり、PTAをはじめ警察や防犯協会等との連携で十分対応できていると考えております。逆にこの時代になりますと、先程のご質問のお答えにもありましたが、高齢者の方々、それから心身に障害を発生した方が事故、疾病や緊急搬送が増加しております。大切な命を守るという観点からは、地域のコミュニティの再構築や在宅福祉サービスの充実、訪問事業の充実などは大切だと考えております。やはり人の命を守るのは人だと私は思っております。

デジタル活用社会では技術的には様々なことが可能となって、遠く離れたところから安否確認なども可能となっています。一方で、子どもから高齢者まで安心して暮らせる町は気心が知れた近所付き合いや、通学する子どもたちに気軽に挨拶ができる町であろうと思います。置戸はそのような町であり、将来もそうありたいと思っております。共助の精神で住みやすい町をつくるために必要なこと。そのために必要な財源措置は十分講じてまいりたいと思っておりますので、今回の防犯カメラの増設については見合わせることをご理解いただきたいと思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 前回、井上町長にした時の質問の答弁のとおりかなというふうに思いますが、非常に何と言いますか、見守りをするにあたって非常に高齢化が進んでいる置戸町の中で、どれだけ我々がこうやって見守ることができるのかなというふうに考えた時に、非常に不安に思っているところであります。

まあ、ここに置戸町高齢者SOSネットワーク事業という紙があるんですけども、まあこれに際しては高齢者の方等、行方不明になった時に、まず北見警察署等に通報して探し出す。そういった時にですね、一応SOSネットワークに、こうやって登録をしていただいた福祉関係機関、商工関係者、輸送関係者や医療機関、自治会、金融機関、その他の機関・団体等にも登録をしていただいたところに、そういった情報を流して通常業務内の中で捜索に協力をしてくれという内容なんですけど、必ずしもずっとこうやって外を眺めているわけでもなく、どんな人がどういう姿の人が通り過ぎたかという部分でもあまり記憶にないというか、分からない部分っていうのが多々あるかなというふうに思います。

そんな中で、例えば事業所の中で防犯上の部分で防犯カメラ等を設置して、たまたまそこにそういった姿の方が映り込んでいたならば、非常に情報提供等やなんかもこうしてできるのかなと。そういった面では非常にあの事業者等なども防犯も含めて、防犯カメラの設置を要請する、またはその希望に沿って補助するというようなシステムというのは絶対必要なのかなというふうに思っておりますので、まあその点でまた答弁がありましたらお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まあ、あの本当にあればいいのかなという時代にもなってるのも分かります。それから先程議員と同じ認識だと思いますが、子どもたちは安全かもしれませんが、高齢者やそれから心身障害を負った方々も含めて、やはりそういうカメラが犯罪から守ったり、それからいなくなったりすることの足取りになるんじゃないかということも理解しております。

あの原点に戻ってしまいますが、あのこれだけ高齢化して見守ってる人たちも高齢化してるんだよというお話もわかりますし、人口が減って目が届いているかということも理解しておりますが、やは

り私はあの最近通学・通勤する時に、子どもたちに声をかけてます。なかなかあのちょっと昔とは違ってきてるのかなっていう気はしてます。あの昔はどこのおじさんでも僕を町長と知らなくてもですね、あのおはようって言えば大きな声で返事が返ってきたのが、今はどうなんでしょうか。私の顔をよく見て知らないおじさんか、知ってるおじさんか、よく見ながら、ドギマギしながらお答えするような子どもたちの様子を見ると、少しやっぱり時代は変わってるのかなと。まあ、ある意味新聞でも以前報道でありましたが、昔は知らないおじさんでも、声をかけたら大きな声で元気に挨拶をなさっていうのが、置戸ではないにしても、知らないおじさんだったら逃げなさいというような指導がなされてる都会の学校もあるということもお聞きしてて、そんな時代なのかなと思う節もありますが、置戸はどちらかという、まだおじさん、おばさん、顔がわかれば、子どもたちに声かければ、子どもたちがまだまだ大きな声で元気ですよと。それからどうしたのって尋ねればこうだよって教えてくれるような関係が構築できる町だと思っております。

私もそれらに対して地域・町内会の活動に対しまして様々な支援、いい方法があれば財源的にも考えてまいりたいと思いますが、カメラについては以前の回答と大きく変わらないというお話でしたが、まだちょっと時期尚早と考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

ぜひとも石井議員におかれましては青少年の活動を長年やられておりました。子どもたちの変化もお気づきになってるかもしれませんが、子どもたちも、もしも万が一助けを求めるような場合があればPTAのシールが貼ってある家でなくても、近所の商店街や地域の住民の方に逃げ込めるような、あの安心のある町であれば犯罪を防げるし、それから犯罪者も入ってこない町になるんだろうと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 本当にそういった町でありたいなというふうに思っておりますが、まあ、頭の隅にでもこれからの対策等も含めて、考えていただきたいというふうに思います。あと今後ですね、一般質問に関しましてはリスタートの部分で、これまで何度も質問されたことをまたお聞きするというようなことになろうかと思いますが、よろしくお付き合いのほどお願いを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休憩 11時53分

再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 3 議案第 4 8 号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例から

◎日程第 1 1 議案第 5 6 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまで

————— 9 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 3 議案第 4 8 号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例から日程第 1 1 議案第 5 6 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの 9 件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第 4 8 号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第 4 8 号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4 番 佐藤議員。

○4 番 佐藤議員 この条例の改正についてはですね、賛成する立場から意見を 2～3 申し述べたいと思います。この 8 号の歳入・歳出予算、決算及び財政に関することと、9 号の町債に関することについては、財政係の事務分掌の明記した条例だと思うんですね。それを総務課に持っていったということで、これ平成 30 年 3 月の議会で改正案が議会に示されました。その時にですね、いろいろ疑義がありまして、基本的には、財政の方と実施の方、いわゆる企画部門はですね切り離すべきではないと、そういった議論もあったはずで。それで、事業を実施するには、必ず財政っていうか、いわゆる財源の確保、それを担保されて初めて事業が実施されるわけであって、そのこと自体がですね、財政係を総務課に持っていったこと自体がですね、僕は 2 年前にですね、無理があったんでないかというふうに感じております。

そのことが 1 点と、それから非常に心配したのは、総務課に財政係を持って行って、それを統括するのは総務課長なんですけども、総務課長がですね、仕事があまりにも膨大になって業務が過多にならないかと、そういうことも心配いたします。まさに深川町長が総務課長をやって、それを乗り越えて、去年は選挙 4 つもやったのかな、3 つやったのかな、忙しい状況で乗り越えたんですけど、やはり業務量をバランスよくするには、総務課長の職務ではなくて、このように企画財政が合体したこの形が正常な形だと私は思っております。そんなことですね、わずか 2 年ちょっとですね、これ改正して。2 年数ヵ月なんですけど、やはり組織を変えるっていうことはですね、相当やっぱり慎重にやってもらいたいと思うんですね。この字句の整備を管理に改めるっていうことも、この時、私も意見を申しました。基本的には、施設整備課の車両の管理に関することなんだけど、これだって実態として整備という言葉自体が不都合だということを言ったはずで。その後、1 年前に井上町長も、それは、この用語は適切でないなということで町長も認めただけですけど、それを改正するのに、また 1 年かかっているんですね。だから条例っていうのは、国で言えば法律を作るようなもので、法律 1 回変えると、なかなか後に戻すのは時間が要すると、労力を要すると。そういうことを考えますとですね、やはりこういった 2 年半ということで、ここは朝令暮改とは言わないけど、やっぱり慎重にで

すね、条例改正する時は今後もあると思うんですね、組織の改正とか改編とか。そういったことを考えた時にですね、より慎重に条例を改正していただきたいと思います。

そういった意味ではですね、これ企画財政課になるんですね、今度ね。非常に名称もシンプルだし、分かりやすいし、町民にとっては。そういったことでは、この場に及んで、来年度の予算の準備が暮れから始まると思うんだけど、そういったことでは、企画の方と財政の方と調整しながら、課長が進めていくと、町長の執行方針に基づいて。そういったことで、今回の改正はタイムリーだったなと、そういうふうに思っておりますので、今後は慎重に組織の改編については行っていただきたいと、そういう感想です。

○岩藤議長 答弁ありませんか。

総務課長。

○鈴木総務課長 平成30年の時に財政部門を総務課の方に持ってまいりましたが、そもそも前の井上町長の時代、政策部隊として、政策をきちっと立案するというところで、当初、室を設けたいということで考えていたようでございます。実際、今のまちづくり推進室、企画と情報という形で事務を進めてまいりましたが、どうしても総合計画の実施計画の部分と財政の部分と整合性が取れていないと。一緒に摺り合わせができないという不都合があったように引き継ぎを受けております。

深川町長から、今回この部分についていろいろご意見はあろうかと思えます。計画実施部門と財政部門が一緒になると、財政規律の部分でどうなんだというご意見もあろうかと思えますけれども、やはり実効性ある計画をきちっと遂行する上には、財源というのはきちっと裏付けが必要だということは、当然、私どももそう思ってますし、第6次総合計画も今年からスタートしております。そういった部分で、まちづくり推進室長ともいろいろ協議をした上では、やはり一緒になっている方が効率よく業務を進められるんじゃないかということで、今回提案をさせていただいたわけでございます。また、いろいろ係の名称ですとか、その部分につきましては、庶務規程の方で規定をしますもので、町民には分かりやすい係名とかも内部検討しましてですね、条例改正が可決いたしましたら速やかにそちらの関係規程の方も整備してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今回、事務分掌変わるわけですが、人事異動の考えがあるでしょうか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 財政係、いま総務課で所管している職員、係長含め3名ございます。その3名を新しくなります企画財政課の方にそのまま異動をさせたいというふうに考えております。併せて、10月1日に係員も一部事務分掌替えと言いますか、人事異動の方を考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○岩藤議長 次に、議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第6号)、6ページ、7ページ、歳出から進め

ます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 7ページですね、地域交通に対する460万円の関係なんですけども、一つ、歳入は何でふるさと銀河線から出すのかっていうのが一つなんですよ。これも説明の中では、コロナの関係で人員が少なくなってきて乗客が少ないということなんですけど、何でこっちの方から出ないのかなと。基金を取り崩すのは、本来でないでないかというのが私の考え方なんですけど、その辺はどうなんですか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 この460万円のバスの購入の支援につきましては、コロナの影響ということではなく、平成30年12月に北見バスの方から要請があったことを継続して協議をしてまいった結果でございます。それから、ご承知のとおりでございますが、このふるさと銀河線が廃止になった時に、いわゆるこの代替バスとして運行しますという、北海道北見バス会社がいわゆるその当時ですけども、乗車の方も多という点と、もう一点が、ふるさと銀河線のダイヤに沿った運行をしていただきたいという要望をした時に、精査した結果、10台バスが必要であるというところで、そのうち8台を自社で調達が可能というところで、当時その自治体の協議の中で支援をしたということがあります。ご指摘のとおりですけども、実際、ふるさと銀河線の代替バスという意味合いが十数年経ちまして、なかなかないんですけれども、北見バス会社としましても、今のダイヤはすべてふるさと銀河線の廃線の時のダイヤを守った運行をしております。

それと、もう一点が、今後こういったことがあるということを想定いたしまして、ふるさと銀河線の基金条例において地域公共交通のために使うと、取り崩すことができるということで規定をしていたところでございます。ですので今回は、このバスの購入、これから5年間かかるんですけれども、そういった中でこの基金を取り崩させていただいて、この地域公共交通を守るという部分で充てさせていただければと考えておりました。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 それじゃあ、考え方変えないといかんというのは、バスの代替えっていうことで、10台分の1台というのが今年度分と。毎年1年ずつ更新していくよと、こういうことでいいんですか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 北見バス会社が最初、実を言いますと、10台更新をしたいというご相談がございました、しかしながら、当初と今の乗車の状況が違う。つまり、バスの車両の必要な台数をもう一度精査していただけないかというお願いをいたしました。その時に、自社の社有のいわゆるバスを用いながらと考えますと、8台何とか更新をしていただきたいというご相談を受けたところでございます。

しかしながら、今現状といたしまして、その8台、1市3町で何回か協議を諮って、バス会社様とも協議させていただいたんですけれども、やはり自社の財産物であるということと、いわゆる営業に

資する車両であるということから、やはり全く会社様の負担がなく更新というのはどうなんだろうかというお話をさせていただいたところでございます。そうすると、北見バス会社として何とか自社のやり繰りとして3台は自社で用意しますと。残りの5台について、もう1回協議いただけませんかということでもございました。それで、どんどんどんどんと走行距離、年数過ぎていくんですけども、緊急度の高いバスから1台ずつ5年に分けて購入しましょうということで協議を整えたところでございます。ですので、今後5年間に分けて1台ずつ同じような、そのノンステップバスかワンステップバスか若干違うんですけども、毎回このようなバスの更新についてのご予算について、お諮りをする事になります。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 分かりました。それで、もう一つ、毎年3月に乗客の不足分ということで、毎年200万円から300万円ずつ払ってます。これは、また3月に支払いするんですか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 実は今般、お諮りをしている部分でございますが、あくまでも車両の更新の部分のみでございます。例年ですけども12月ないしは3月に追加のお願いはさせていただいている部分につきましては、いわゆる9月30日までの乗車実績を用いて、国に対する補助申請をするんですが、その中で、いわゆる賄い切れない部分を置戸町負担分として請求される分については、従来通り、9月30日までの実績を持って申請はされてくるだろうと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 新型コロナウイルス感染症対応に要する経費、管財管理費ということなんですけども、今回17リッター10缶、保管方法と小分けする方法をお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 今回、1缶17リッター入りのものを10缶購入予定でございますが、危険なもので、きちっとしたところに管理をしなければいけないんですが、なかなか物品庫っていうのが庁舎の方にもございませんので、とりあえず1階のボイラー室倉庫ですとか、あと、許されるのであれば消防の方にも少しお願いをして保管をしていただきたいなというふうに思ってます。都度、役場庁舎に、広場に持ってきてですね、下の方に持ってきて小分けをしてですね、各施設にそれぞれ必要数を配りたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

3項戸籍住民登録費。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 一番上になりますけども、行政情報システム管理に要する経費というところでしたけども、何かお話を聞きますと、光ケーブルのたわみというか、たるみといいますか、そういうこと

によることでの撤去でしたか。何かそのようなお話だったと思いますけども、そののところがもう一度お願いしたいと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 ご説明申し上げました通りでございますが、実は、経年劣化と言いますか、だんだんだんと雪の重みですとか、それから、だんだん何と言うんでしょうか、たるみがひどくなってきたというところもございまして、実は、特に老人ホームの引っ込んでる線なんですけども、ちょっと今まで共架柱させていただいていた支柱の変更があったようで、実は、かなりの垂れ下がった状況になっております。実は、今までの状況と言いますか、迷惑がかからないような状況であればと思ったんですけども、やはり施設の方からも撤去を早くしてほしいということもございましたので、今般、補正のお願いをさせていただいて、そのような支障に関するところについては、撤去させていただくというご予算をお願いをしたところでございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 撤去するということでありまして、この部分、そのケーブルは今後行うというか新しく設置するもので賄うということですか。そのままにして撤去だけするということですか、とりあえずは。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 実は、撤去をするというところで、今般ご指摘がいただいておりますところの部分撤去するというところで考えております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 更新の関係はどうなりますか。この後のコロナの関係のやつでということによろしいですか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 実は、影響を受ける施設が2施設ございます。一つは、今、切断をします特別養護老人ホームでございます。もう一つが、置戸中学校です。実は、このエリアにつきましては、今現在、民間事業者様が光サービスを提供している地域でございまして、民間事業者様の光サービスの利用ができるというところを考えました。自営でもう一度、敷設しますとかなりの金額がかかるということ。それから、移設を考えたり補修を考えましたが、そうしますと新しい支柱を作ったりですとか、新しいコースを考えますと、かなり延長になったりするというところもございました。それで、一番経費がかからない方法としては、撤去をするというところでのお諮りをいたしました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 今の要する経費の次の要する経費ですね。コロナウイルス感染症対策に要する経費の負担金及び交付金の、高度無線整備の事業の関係なんですけど、これ負担金ですから事業主体に負担金2億5,000万円ですね支払うわけですが、これ事業主体となる会社っていうか、そういう団体名っていうのは、ある程度特定されているのかどうかと、それから、もし、この光ファイバーが全町に網羅された場合にですね、完了がいつ頃になるのか。いわゆる共用開始がですね、いつ頃を見込んでいるのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 今ですね、民間事業者様として予定しているのは、東日本電信電話株式会社、いわゆる北海道事業部、いわゆるNTTでございます。東日本でございます。この部分について、おそらく、実はこの事業申請をですね、9月の末に行いたいと思っております。それで、そこからのスタートにはなるのですが、他の自治体も一斉に整備し始めるという状況もございますので、スケジュール的な部分については、はっきりとは言えないんですけども、まずは、年度いっぱいの事業だというところで押さえて、年度内の完成を目指すというところでございます、まずは。

ただ、状況が状況なので、繰り越しで事業を続けるっていう見込みも高くあります。それで、これはあくまでも事務レベルのことでございますけれども、来年度いっぱい敷設を完了をすべてして、その後、新しい年度、4月ですとか早々にサービス提供できればというところが最大限のスケジュールかなと思っております。ただ、もちろん早く工事が進めば進むほど、その提供については早くなるというところで考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 同じく関連質問なんですけれども、今のお話ですけれども、2億5,000万円程のお金をかけてやるわけですけれども、かなり大きな事業になろうかなと思います。それと、光回線の入っていない地域を網羅するために、やはりそれぞれの地域に入った説明会等も当然進めていかなければならないと思いますので、その辺の計画等を、もし今の段階で若干分かればですね説明していただきたいなと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 実は、このたびの事業でございますけれども、いわゆる未整備地域に対して整備を進めていくということは、光サービスを加入していただくという方たち、いわゆるお願いをしていくということにもなります。それで、9月の末に民間事業者様と相談をして申請をするというところでは予定はしているんですけども、それ以降、各未整備地域の皆様のところへ伺って、この光サービスのご説明と、いわゆる仮申込書と言うんでしょうか、そういったサービスを利用したいというご希望をぜひとも募っていきたいというキャンペーンを考えて展開してまいりたいと思っております。いろいろと、なかなか人数と言いますか、サービスを利用してくださいという人数が示されております。それ何とか達しないと厳しい状況でもございますので、特に各議員の皆様にもご協力を賜るかと思いますが、どうぞご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 もうちょっと詳しく説明してほしいんですけども、光ファイバーは、例えば、豊住なんかは入ってませんよね、勝山も。できれば5万分の図面でもいいから出してね、どういうところに光ファイバー入るのかという路線図みたいなのは、この議会中に出してほしいなと思うんですが、ただ口で言っても、いやいや、今、大学生が帰って来たいんだけど帰れないんだと。なぜだと聞いたら、インターネット使って学校の勉強したくてもできないんだと。豊住なんか特に入っていないと。勝山ももちろんないんですけどもね、そういうところが区域がきちっと守られているのかどうかっていうのが

知りたいんですよ、はっきり言って。それでないと、何億かけてこうやってやるんだけど、どこ入るのよって言われても、置戸町全部網羅されてるんですけどと言っても、そうですかで終わっちゃうよね。路線図があると、ここ入るよ、ここ入るよって言えるんですけど、その辺はどうですか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 電話線の敷設状況は、道路よりも複雑でございまして、そのところってというのは、なかなかお示しする資料は私の手元にはございません。エリア図という形なんですけども、こういったところのエリアはっていうところでは示されている資料はございましたが、おっしゃる通り、こういう範囲内だということでの資料にとどまっております。

実際なんですけれども、基本的には、有線電話、電話線、電話番号お持ちの方っていうところでの、その範囲で考えているということでございます。例えばですけども、いわゆる人がいないって言うんですか、居住されていない地域は、もちろん除外されるですとか、そういった制約がございます。端的に申し上げますと、今、固定電話ないしはADSLサービスをお使いのお客様については、すべからく巻き取っていただけるところでございます。

ただ、課題といたしましては、今、いわゆる有線電話と言いますか、今、携帯電話が主流になってきておりまして、例えば若い方ですとか、固定電話をお持ちでない方たちがいらっしゃるそうです。その方たちが、光サービスが来たので光契約をしたいっていう場合ってというのは、実は、それこそ路線図の点にはなっていない状況なんです。つまり電話がない状況で示されるんです。ですので、そういう方たちがいた場合にどうやってその方を巻き取っていくかということが、今、実は町と事業者様と相談をさせていただいたところでございます。そういった方たちのニーズにも答えられるような予算組みの経費として、私はお願いをして見積もっていただいているところでございますので、おそらくはそういう細かい資料お見せできないんですけども、基本的には、そういうADSLサービスがあると、使ってるという方のところには、必ずや敷かれるだろうということでございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 お金かける割にはサービスが悪いなって感じがするんですよ。もう1回ね、どの辺まで網羅されるのかって図面で落とすぐらいはできないのかい。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 事業者様にお願いをするところでございます。今会期中にというのは、ちょっと私の方で資料持ち合わせておりませんが、これから本協議入っていきます。事業へいよいよ申請をしようというところでございます。そのところで、また改めて資料の方をご用意できました時には、ご説明をさせていただくなり何なりということで、事業者様ともご相談させていただこうと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 11ページの商工費の一番最後なんですけど、これもコロナ対策なんですけど、経済対策なんですけど、生活応援商品券交付事業ということで、これは春にやって、また2回目ということで、今回、同じような形でまた実施するっていうことで説明伺いました。この事業とか、この支出ですね、それに対して私が異論を申し上げるわけではありませんし、これをベースにですね、また商店街の人が元気を出してもらえばいいと思っております。新型コロナがですね、最終的にどの段階で終息するのか、全く今、見通せない段階で、国難だということと言われてますけど、おそらく新年度、令和3年度の予算においてもですね、商工会の方から、また同じような要望が来るかと思えます。

そこですね、次ですね、もしこういう商品券交付事業ということを考えるならばですね、もっとこの事業をですね、前にも課長にお話したかもしれませんが、もっとこの事業をですね、これを1,400万円を財源にして、もっと大きな事業を取り組んだらどうかということです。つまりはですね、これ5,000円で2,800人の町民全部無料で配布するわけですね。だけど、それはそれで1,400万円消費はそれで終わっちゃうんですね。1回目もそうだったと思うんですね。ですから今、町民の人もですね、非常に商店街が疲弊しているということも十分理解してるんで、この5,000円の商品券をですね、さらに大きくして2倍して1万円にすると。その代わりに、50%の5,000円は町民の皆さんの懐から出してください。そして、あとの50%、半分は町費で、公費で負担します。そうすると、額面1万円の商品券が発売できると。それによってですね、皆が皆買うかどうかは別として、おそらく1,400万円が2,800万円の消費、経済の効果が出るわけですね、潜在的に。買っていただければですよ。それぐらいのことを考えてですね、これでまた1,400万円使い切ったらこれでおしまいということになっちゃうんで、もっと広く、パイを大きくして町民の皆さんにもですね少し、この消費に対してですね、商品券に対してですね、協力してほしいと。それで町民一丸となってですね、町の商店街を守ろうじゃないかといういい機会だと思うんですね。そういったことを考えればですね、5,000円出して1万円の商品券を買えるのであれば、協力してくれる町民の皆さんはですね、まだまだいると思うんですよ。そんなことを考えるとですね、次回、どういう対策になるか別として、またどういう要望がなるか別としてですね、やっぱり購買力、消費構造をですね、潜在的な購買力をもっと広くすれば商店街の人もですね、1,400万円が2,800万円の潜在的な消費構造が生まれると。そういうことで、ちょっと長くそれを期待できるんじゃないかと思えます。

言わんとすることは、小さな経費で大きく事業の効果を出させると。それが行政に課せられたものだと思いますんで、いつまでも国の方が交付金を出してくれるかどうか分からないし、不透明な中でですね、また来年対策せんきゃなんないとするならばですね、もう少し知恵を出し合って、そして町の商店街をですね、関連する事業者を守るような形でですね、ぜひ町民の皆さんにもですね、1枚と言わず、1枚というか、1束だけではなくて、2束3束と買える範囲の中でですね、この商品券を協力してくれということになればですね、そんなに大きな抵抗はないと思うんですね。5,000円に対して5,000円、町が上置きするわけだから。10割補助みたいなもんですよ。そういったことでですね、次回にはですね、ぜひそのことをいろいろ商工会の方と相談しながら、また進めて、機会があれば進めていただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 置戸町の経済対策消費喚起支援施策に対する積極的な前向きなご意見ということで頂戴させていただきたいなというふうに思っております。

内容につきましては、議員の方からお話があったように、商工会から第2弾の対策に対する要望がありました。それを受けまして、町としても商工会を含めていろいろ協議をさせていただきました。昨日の説明の中でもお話をさせていただきましたが、まずは第1弾の中で、お店を維持していただきますと。継続してお店を開けていただくというところに対策に、そこに重きを置いたところでありませぬ。第2弾、じゃあどうしましょうといった時に、昨日もちょっと売上げ比率のお話をさせていただきましたが、やはりまだ20%、30%マイナスというのが町の中の店でも多くございまして、このままいきますと、やはり店の継続が厳しいということで、いろいろ議論した結果、今回も再び店をまず継続して確保していただきたいというところで、今回も、いわゆるばらまきの施策になってしまいましたが、応援券、商品券の配布をさせていただくという話になってございます。

来年以降、コロナ自体がどういうふうになってくるかっていうのは、まだ分からない状況ではありますが、これで店の方がある程度、お店の、何て言いましょ、売上げの方が少し落ち着いてきた、ないしは、コロナの方も少し落ち着いてきたということであれば、議員がおっしゃられるように、少ない経費で大きな効果を上げられるような施策ということに今度転換していくというような考え方も出てくるかと思えます。今回の第1弾、第2弾につきましては、まずはお店を維持していただくというところに重きを置かせていただいたということをご理解いただきながらですね、次回に向けて、またその辺を含めて検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今の商品券の関係ですけれども、1回目と同じような形での商品券の発行になりますかね。実は、使い勝手、商品券は素晴らしく使い勝手はいいけれども、商品券の表表紙と言いますか、店によっては、それを置いていって、お金を置いていった人がいたり、あとは綴りが重なっていて、すごい使いにくくて、いっぺんに2枚置いていった人がいるとあって、すごく使い勝手が悪かったというお話を聞いてますので、もし改善できるのであれば、その辺も改善していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ちょっと印刷屋さんの方とも相談をさせていただきたいというふうに思っております。担当課としましては、最低限のところですね、選挙の入場券ではないんですが、色をまず変えましょうと。第1弾のところの換金率が98.数%にはなっているんですが、まだあの皆様のお手元に使われていないものがあるというのが間違いなくございます。それで、第1弾のを間違っって持ってきた場合については、一応、ルールでいけば使用できないということになりますので、第1弾とはまず、第2弾は色を変えて、今お話がありましたように、ちょっと質の方もですね、少し相談させていただければ、可能であれば対応させていただきたいなというふうに思えます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

9款消防費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

14ページ、15ページ。

10款教育費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 13ページ、消防費なんですけども、15ページに備品購入費が623万円、今回計上されてますけども、もう1回ちょっと説明お願いしたいんですけど。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 9款消防費のですね、15ページ、上の17節備品購入費623万1,000円の計上でございますが、災害時のコロナ対策として衛生トイレ、説明資料で写真の付いたものを添付しておりますが、汚物を使用後にラップで自動的に包んで処理をできるという、衛生トイレを17台。それとですね、ダンボールベッド、これパーテーション付いたものになりますが、それが50台。それらを収納するコンテナですね、コンテナを合わせて1台ということで、ダンボールベッドにつきましては、312万円を予定しております。それで、ラップ式トイレが311万800円ということで、それで端数整理をしまして623万1,000円という計上になっております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 分かりました。ちょっと最近の、何て言うんですかね、新聞紙上で、燃料備蓄が不足の町村は54町村で、その中に置戸町も入っております。それから、もう一つはマスク、消毒液、間仕切り、ダンボールベッド、4品目不足町村が57自治体あるということなんです、これを今の600万円をかけて揃うんですか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 まず、燃料の関係でございますが、新聞等に出まして、72時間稼働できる必要量がないということで、72時間の運転を可能とするためには、131リッターが備蓄必要だそうございます。それで、本町の備蓄量でございますが、防災倉庫に38リッター、それから役場庁舎下の方に30リッター、計70リッターということで、備蓄状況でございます。実質、38.5時間の運転可能の容量でございます。なぜ72時間分備蓄できないかと言いますと、消防法でですね、40リッター以上のガソリンを貯蔵する場合は、いろいろ壁を不燃性にしたりですとか、換気扇を付けるですとか、そういった造作工事をしたところに保管して、尚且つ、それを届け出なさいというルールがございます。現状、ご承知のとおり、今の役場庁舎にはそういう所もございませんし、そういうスペースもございませんので、それをカバーするためにですね、石油協同組合ですとか、それから農協さんですとかと災害協定を結びまして優先的に、なくなった場合は、本当にいの一で協力していただけたら、そういう体制を取っております。

今後、庁舎改築ですとか、そういった部分で町長もお話したとおり、防災の機能を強化するという
ことで、もしそういうことになればですね、おそらくそういう備蓄の方も当然視野に入れていかな
ければならないんだろうと思いますけども、当面そういう協定を結びながら、必要なものは必要なもの
で確保していくということで整理をしているところでございます。

また、マスクにつきましても、やっと発注が可能となりましてですね、今現在、発注中でございま
す。個包装それぞれ1枚ずつラップされたものを1万枚、年度内に備蓄できるように今現在発注中で
ございます。先程、消毒液の話もありましたけども、必要数は役場の方に置こうと思っているんです
けども、量が量なので一部はですね、防災倉庫の方にも一時保管ということで置いておきたいと思っ
ております。あと間仕切りですとかダンボールベッドなんですが、町民2,800人分確保するとい
うことになると、これ不可能ということでございます。今回、50台。既存にあります20台。簡易
なパイプベッド等も含めまして100台弱になるんですけども、優先的に足腰の悪い方ですとか、お
年寄りを最優先ということで、その数がそれで足りるかと言いますと、災害ってどういう災害がいつ
どのように起こるか分かりませんけれども、すべての災害に対応できる資機材を用意できればいいん
ですけど、それは絶対不可能なことなので、とりあえずは備蓄できる分は今回備蓄をしてですね、当
然、災害起きましたら、1日耐えれば2日目からは国の方からプッシュ支援で来る予定になってます
ので、いろいろ今後いろんな部分について必要なものは順次揃えていきたいと思っておりますが、新聞等
で報道されているようなところには届いてませんけれども、一応そういう考え方で順次整備は進めてい
る状況なので、ご理解いただきたいと思えます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今回、新型コロナウイルス感染症対策、学校側に大量のタブレットを購入される
ということでございます。リモート授業等にも対応できるようにということだというふうに思うん
ですが、それぞれのタブレットの耐久性っていうのは、何年ほどあるんでしょうか。次に、更新する際
には、多分、何て言いますか、支援援助、補助というようなものがないというふうに思うん
ですが、その辺の部分で分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 タブレットの機械自体の保証というのは、1年となっております。子どもたちが
使うものですから、使い方によってはいろいろ出てくるかと思えます。通常であれば、あ
あいう機器類というのは、5年とか7年とかっていう目安はあるんですけども、機械
自体の保証は1年というふうになっております。

また、議員おっしゃるとおり、本来的にはこのギガスクール、1人1台タブレット、令和5年
を目処にというやつを、かなり駆け足で前倒ししてやっております。ですので、現場
サイドもちょっとまだどう扱っていいのかわからないというのが不透明な部分が多々
あります。機械だけ揃ったんだけど、教職員のスキルアップを図っていかないと
いけないとか、デジタル教材はどうなっているんだとか、そういう分は不透明な
部分があるので、今後、順次この分を強化していかないとかなきゃならないとい
うふうに考えておりますし、議員がおっしゃったとおり、次回、この期限とい
うか、耐用年数が過ぎたあとの整備は、今度どこでお金を負担するの
かという部分は、今のところちょっと見えていない状況です。

それについては、ちょっと私も危惧しているところなんですけども、とりあえず走り出したというような制度となっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

16ページ、17ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金。15款道支出金、2項道補助金。18款繰入金、2項基金繰入金。21款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 観光費ですが、無線LANの関係と、17ページの公民館費の無線LANの347万6,000円と、どこがどう違うのか、ちょっと分かりますか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 足りない部分は、社会教育課長の方から補足していただくとしまして、まず違うのが、アクセスポイントという、電波を中継する基地と言ったらいいんでしょうかね、それが数が違います。若者交流センターにつきましては、全部で12台ということでご説明を昨日させていただいたところであります。1階、2階ともに6台ずつということで、細長い建物なものですから、端から端までが長いんですね。公民館の場合は、ぐっと四角くて中に間仕切りはあるにしても、ちょっと建物自体の作り込みが違うものですから、交流センターの方が面積は小さいんですけども、数的には12台を予定しております。公民館の方が10台ということで昨日説明あったかと思うんですが、事務所を中心に各部屋を繋ぐような形でこのアクセスポイントというのを10台用意をしております。あとのところは、10台か12台かというところで、配線設備、これが当然コードの延長によって違いますので、その部分が金額に影響出ているのかなというふうに思っております。5年間のライセンスの付いたセキュリティの装置というのは、これ170万円ぐらいするんですが、これは同じものがつくかというふうに思っておりますので、単純にアクセスポイント数、それに伴う配線工事の延長数というふうにご理解いただければと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第50号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第2号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第51号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

第1条 歳入予算の補正は、別冊事項別明細書（第2号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 非常に漏水検査と言いますか、漏水の調査を進めている中で、今回、町の中で2箇所、春日で2箇所ということで、予算不足が生じるであろうから追加補正をしているというような状況かと思います。漏水箇所、2箇所、計4箇所なんですけれども、その漏水の程度っていうのは、一体

どれ程の漏水が起こってたのか、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 置戸市街地区2箇所につきましては、中央の、名前出しちゃっていいのかな、もりおか商店さんなんですけども、もりおか商店さんにつきましては、お店側の方で漏水していたので、その分は自己負担なんですけども、そのメーター器の手前の仕切弁も壊れてまして、そちらの仕切弁については、メーター器手前ということで、うちの方で直しております。それについては、3万円程度なんですけども、拓殖につきましては、一般住宅のところで、メーター器の手前の配水管の継ぎ手の部分から漏水してたということで、そちらの方につきましては、およそ15万円程度かかっております。大きかったのが、春日地区2箇所なんですけども、簡水再編の整備で、元々勝山地区、浄水場から勝山市街に流している水道管をそのまま再利用して使っているものです。今までは、春日から勝山まで水を流してて、上手から下手という流れ方になっているんですけども、今は、勝山から春日側に向かってポンプ室を1箇所作りまして、逆に押し上げるような形をとっております。今までかかっていた水圧とは逆の形で水圧がかかるようになりまして、その影響もあってか漏水が去年から多発するようになってきているような状況があります。そちらにつきましては、1箇所当たり大体30万円から60万円、差はあるんですけども、管径が塩ビ管の150ミリと太い管でして、その破損状況によって金額、また、漏水箇所を見つけるために何箇所か掘り直したりですとか、そういった見つけるためにもかかったりしまして、大体1箇所当たり30万円から60万円程度かかっているのが実態です。以上です。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について〉

○岩藤議長 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について〉

○岩藤議長 議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○岩藤議長 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 議案第53号から55号に関わる部分なのですが、それぞれ組合の中で脱退するところが出てきている。現在、そのまま加入されているところに何か負担が増えるだとか、そういったことがないのか。また、脱退されたところに、デメリットやメリットっていうのがあるのかどうか、ちょっと分かればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 脱退、組合総体におきまして脱退する組織が増えると、負担増えるかっていうことのご質問でございますが、ちょっと細かい資料があるので、どのような影響があるのかは今お答えできませんけれども、おそらくその組合員割ですとか、私たちも町村職員退職手当組合それぞれ加入人数によって給付が発生しますので、その分の見合いの分については出てます。負担金で支払いをしておりますので、おそらく全体均等割みたいのがあれば、その分は出てくるのかなと思いますけど、さほど大きなものではない、おそらく個人に対する給付になるので、個人当たりということで積算されているかと思います。あと、脱退っていうか、それぞれ組合ございますが、例えば、衛生処理組合ですとか、学校給食組合ございますけど、例えば、それぞれ業務効率化で民間委託ですとか、そういった考え方で、それぞれの町が構成している一部事務組合をですね、そういった形で移行させていくっていうこともございますので、その町々それぞれで作っている一部事務組合でございますので、それはその町の判断になろうかというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○岩藤議長 議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第48号から議案第56号までの9件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 14時03分
再開 14時08分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号から議案第56号までの9件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例から議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの9件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第48号から議案第56号までの9件について討論を終わります。

これから、議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例から議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの9件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第48号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第48号 置戸町事務分掌条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)までの4件を一括して採決します。

議案第49号から議案第52号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第49号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第52号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての採決を行います。

議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての採決を行います。

議案第54号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての採決を行います。

議案第55号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての採決を行います。

議案第56号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第56号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 決議案第2号 事務検査に関する決議

○岩藤議長 日程第12 決議案第2号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔登壇〕 事務検査に関する決議を行いたいと思います。

ただいま議題となりました決議案第2号 事務検査に関する決議について趣旨の説明を申し上げます。

本案は、9月8日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された、令和元年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するために、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものでございます。

決議の内容ですが、1. 検査事項は、令和元年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項。

2. 検査方法は、(1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。(2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限、本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限、決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もお検査を行うことができる。

以上の内容による決議でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨の説明を終わります。

○岩藤議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、決議案第2号 事務検査に関する決議を採決します。
決議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。
したがって、決議案第2号 事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置
の継続を求める要望意見書から

◎日程第16 意見書案第10号 種苗法改正案の慎重な審議を求
める要望意見書まで

————— 4件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第13 意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書
から日程第16 意見書案第10号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書までの4件を一
括議題とします。

お諮りします。

意見書案第7号から意見書案第10号までの4件については、置戸町議会会議規則第38条第2項
の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号から意見書案第10号までの4件については、趣旨説明を省略することに
決定しました。

これから、意見書案第7号から意見書案第10号までの4件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第7号から意見書案第10号までの4件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書から意見書案第10号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書までの4件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第7号から意見書案第10号までの4件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める要望意見書から意見書案第10号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書までの4件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和2年第7回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時20分